

名古屋市立大学

目 次

I	認証評価結果	2-(15)-3
II	基準ごとの評価	2-(15)-4
	基準1 大学の目的	2-(15)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(15)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(15)-9
	基準4 学生の受入	2-(15)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(15)-17
	基準6 教育の成果	2-(15)-26
	基準7 学生支援等	2-(15)-28
	基準8 施設・設備	2-(15)-32
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(15)-35
	基準10 財務	2-(15)-38
	基準11 管理運営	2-(15)-41
<参 考>		2-(15)-47
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(15)-49
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(15)-50
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(15)-54
iv	自己評価書等	2-(15)-59
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(15)-60

I 認証評価結果

名古屋市立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 21 年度に文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」として「医療系学部連携チームによる地域参加型学習」が採択され、医学部、薬学部、看護学部の連携による地域社会での学習等を通して、課題探求能力及び社会に通用する学士力の育成に取り組んでいる。
- 平成 20 年度に文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」として「6 年制薬学教育を主軸とする薬系・医系・看護系大学による広域総合教育連携」が採択され、医療系大学等の 11 大学が連携し、医薬系の総合教育連携を図りながら、臨床薬学教育プログラムに取り組んでいる。
- 平成 20 年度に文部科学省の大学院 G P として名古屋工業大学と連携して申請した「薬工融合型ナノメディシン創薬研究者の育成」が採択され、薬学研究科においては名古屋工業大学との間で単位互換に関する協定を結び、両大学間の単位互換講義を拡充するとともに、新たな連携科目を順次開講している。
- 平成 18 年度に文部科学省現代 G P に採択された「バナナ・ペーパーを利用した環境教育—多面的環境教育による、持続可能な社会形成主体の自己形成へ—」について、支援期間終了後もテーマ科目「環境問題への多面的アプローチ」として授業を実施し、部局横断的な教員の協力の下、学外実習を取り入れながら環境問題を学ぶ教育を継続している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 多くの研究科の博士後期課程においては、入学定員充足率が低い。
- 滝子（山の畑）キャンパスを中心に、バリアフリー化されていない建物が多い。
- FD／SD 活動が不十分である。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

目的については、学則第 1 条において、「名古屋市立大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、平成 15 年度に「市立大学将来構想—個性と活力あふれる総合大学をめざして—」を策定して、目指すべき目標、方針を明らかにしている。これを踏まえ、平成 18 年度の法人化に当たって、定款第 1 条において、当該公立大学法人の目的を「この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、広く市民と連携し、協働することを通じて地域社会及び国際社会にその成果の還元を図ることにより、社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めているほか、同法人の中期目標の前文に大学の基本的な理念を掲げるとともに、法人化後の具体的な目標及び計画については、中期目標・中期計画として示している。

さらに、学部又は学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学則第 41 条を根拠として、学部ごとに履修規程において定めている。また、アドミッション・ポリシーにおいても、教育に関する目標及び各学部における理念と目的を明示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的については、大学院学則第 1 条において、「名古屋市立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めているほか、同第 3 条において、修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）についての基本方針を定めている。

そして、中期目標・中期計画では、「教育に関する目標」の「大学院教育」や「研究に関する目標」の項目において、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等についての具体的な目標及び計画を定めている。

さらに、各研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、大学院学則を根拠として、研究科ごとに大学院履修規程において定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

学則、大学院学則、中期目標・中期計画及び履修規程で定められた各学部・研究科の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、ウェブサイトに掲載し、学内外に公表している。

新任職員については新規採用者研修において、また、新入生については『学生生活のてびき』に学則を掲載することにより、周知を図っている。

また、大学案内、学生募集要項等の刊行物にも各学部・研究科の教育理念やアドミッション・ポリシー等を記載し、これらの刊行物を近隣県の高等学校訪問時やオープンキャンパス、進学説明会等において配布するとともに、ウェブサイトの受験生向けのページにも掲載している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学則に定める大学の目的、中期目標における大学の理念及び教育研究等の目標を達成するため、当該大学は以下の6学部を設けている。

- ・ 医学部（1学科：医学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬学科（6年制）、生命薬科学科（4年制））
- ・ 経済学部（3学科：公共政策学科、マネジメントシステム学科、会計ファイナンス学科）
- ・ 人文社会学部（3学科：人間科学科、現代社会学科、国際文化学科）
- ・ 芸術工学部（2学科：デザイン情報学科、建築都市デザイン学科）
- ・ 看護学部（1学科：看護学科）

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、4年間あるいは6年間の一貫した教育課程の中で、専門教育と有機的に関連付けた教養教育の実現を目的として、「全学部教員参加」により実施しており、以下の組織による実施体制を敷いている。

教養教育推進機構は、機構長である理事（教育・情報担当）、学長補佐（教養教育）、各学部及び自然科学研究教育センター教授各1人、事務局次長、教務課長の計11人で構成されており、教養教育の企画・立案、実施及びこれに関する部局間の調整並びに教養教育に関する評価を行うことにより、教養教育の質的向上と充実を図ることを目的としている。その特徴は、（1）組織が小型化し、方針決定を効率的かつ迅速に進められること、（2）各学部・研究科の利益代表ではなく、大局的見地から教養教育の目標実現を目指すことができること、（3）事務上も方針が徹底できること等にある。主な審議事項は、教養教育に関する企画・立案及び実施、部局間協力の推進、教育課程の評価及び授業評価等である。

教養教育実施委員会は、教養教育の円滑な実施を目的としており、主な審議事項は、非常勤講師の資格認定、学事日程、時間割、単位の認定等である。

教養教育科目別部会には、共通教養科目部会、基礎自然科学科目部会、基礎数学・情報科目部会、外国語科目部会、健康・スポーツ科目部会があり、各部会において開講科目や講義内容について検討を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院学則に定める大学院の目的、中期目標における大学の理念及び教育研究等の目標を達成するため、当該大学院は以下の7研究科を設けている。

- ・ 医学研究科（修士課程1専攻：医科学専攻、博士課程4専攻：生体機能・構造医学専攻、生体情報・機能制御医学専攻、生体防御・総合医学専攻、予防・社会医学専攻）
- ・ 薬学研究科（博士前期課程1専攻：創薬生命科学専攻、博士後期課程2専攻：創薬生命科学専攻、医療機能薬学専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程2専攻：経済学専攻、経営学専攻、博士後期課程2専攻：経済学専攻、経営学専攻）
- ・ 人間文化研究科（博士前期課程1専攻：人間文化専攻、博士後期課程1専攻：人間文化専攻）
- ・ 芸術工学研究科（博士前期課程1専攻：芸術工学専攻、博士後期課程1専攻：芸術工学専攻）
- ・ システム自然科学研究科（博士前期課程1専攻：生体情報専攻、博士後期課程1専攻：生体情報専攻）
- ・ 看護学研究科（博士前期課程1専攻：看護学専攻、博士後期課程1専攻：看護学専攻）

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学は、3つの学内共同教育研究施設、2つの附属施設及び6つの附置研究所を設置している。

- ・ 学内共同教育研究施設：自然科学研究教育センター、リエゾン・センター、総合情報センター
- ・ 附属施設：医学部附属病院、薬用植物園
- ・ 附置研究所：分子医学研究所、実験動物研究教育センター、経済研究所、人間文化研究所、環境デザイン研究所、生物多様性研究センター

自然科学研究教育センターは、教養部を改組したことに伴い、従来の数学、物理学、化学、生物学及び健康スポーツ科学の教員と計算センターに所属していた教員を中心として平成8年4月に設立された研究及び教育機関である。教育面では、全学の教養教育のうち自然科学、健康科学及び情報科学分野を担当している。研究面では、平成12年4月にこのセンター所属の教員を主体にシステム自然科学研究科を設置し、自然科学と情報科学が融合した学際領域の基礎研究等を行っている。

リエゾン・センターは、産学官連携及び地域連携を推進することを通じて、市民、地域社会、企業等と協働し、社会貢献を行うことを目指している。当該センター内には、市民の健康と福祉の向上に貢献する大学の実現を図るため、当該公立大学法人の設立団体である名古屋市と共同して種々の社会教育及び研究並びに社会還元を推進することを目的とする戦略的拠点として健康教育研究推進センターが設置されている。

総合情報センターは、4つの図書館（分館）からなる学術情報部門と、学内の情報ネットワークの運営

を行っている情報システム部門により構成され、学術情報（図書を含む）の収集、管理及び提供を行うとともに、情報処理、情報通信、情報発信及び情報管理を行うために必要な施設及び設備を整備し、それらの管理運営、企画調整及び利用サービスを提供している。

医学部附属病院は、医学部、薬学部及び看護学部を有する特性を活かし、地域の医療機関との連携の下に、最高水準の医療を提供するとともに、医学部、薬学部及び看護学部の教育研究に協力している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要事項等を審議するため、大学全体では教育研究審議会を設置し、各学部及び各研究科においては学部教授会及び研究科教授会を設置している。

教育研究審議会は学外者に委嘱した委員を含め、学内の教育研究上の重要な組織の長で構成されている。この審議会は適宜開催し、大学全体の教育研究活動に関する重要事項を審議している。

各部局では、学則に基づく教授会運営のための規程を定めており、原則として毎月2回開催する教授会で、学生の入学、卒業（修了）の認定、教育研究に関する事項等の各学部・研究科における重要な事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学共通の教務事項に対応するため教務企画委員会を設置している。理事（教育・情報担当）、各学部・研究科代表者各1人、事務局次長、学生課長、教務課長によって構成されており、原則として毎月1回、教育課程や教育方法等を審議している。各学部・研究科では、教務委員会ないしはそれに類する委員会を設置して、毎週1回程度会議を開催し、それぞれの教務事項について審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本的方針については、中期目標の中で、教養教育の全学推進体制を整備すること、専門教育において学部・研究科ごとの責任体制を確立すること、学内及び大学間での教育連携を推進すること等を明記している。

これに基づく具体的な教員組織編制としては、看護学研究科を除くすべての大学院を部局化しており、教員組織は各研究科に所属し、研究科教員が各学部教員を兼ねている。看護学研究科では、教員組織を看護学部置くことから、学部教員が研究科の教員を兼ねている。各学部・研究科における責任者として、学部長又は研究科長を配置している。また、複数の学科を有する学部（薬学部、経済学部、人文社会学部、芸術工学部）では学科主任ないしは学科長を置き、研究科においては2つの専攻を有する薬学研究科では各専攻からそれぞれ副研究科長を選出し、同じく2つの専攻を有する経済学研究科では各専攻に専攻長を配置し、各学科・専攻の責任者はそれぞれ学部長又は研究科長と連携した体制をとっている。教養教育に関しては、専任の教員を配置せず、各学部・研究科の教員が専攻分野に関係する科目を担当するという体制をとっており、理事（教育・情報担当）を長とする教養教育推進機構を中心に実施している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 医学部：専任275人（うち教授40人）、非常勤168人
- ・ 薬学部：専任55人（うち教授19人、実務家教員5人）、非常勤32人
- ・ 経済学部：専任37人（うち教授19人）、非常勤28人
- ・ 人文社会学部：専任42人（うち教授28人）、非常勤55人
- ・ 芸術工学部：専任29人（うち教授17人）、非常勤36人
- ・ 看護学部：専任34人（うち教授8人）、非常勤23人

この他に、自然科学研究教育センターの教員（専任22人（うち教授12人）、非常勤97人）が教養教育に携わっており、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

また、主要な授業科目のほとんどを専任の教授又は准教授が担当しており、同一科目で開講数を多くする必要のある授業科目及び専門科目において多様な授業内容に配慮する必要のある授業科目については、非常勤講師を採用している。

これらのことから、学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目のほとんどには、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員26人（うち教授24人）、研究指導補助教員66人

〔博士前期課程〕

- ・ 薬学研究科：研究指導教員21人（うち教授19人）、研究指導補助教員19人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員29人（うち教授18人）、研究指導補助教員6人
- ・ 人間文化研究科：研究指導教員42人（うち教授28人）、研究指導補助教員0人
- ・ 芸術工学研究科：研究指導教員28人（うち教授17人）、研究指導補助教員0人
- ・ システム自然科学研究科：研究指導教員22人（うち教授12人）、研究指導補助教員0人
- ・ 看護学研究科：研究指導教員6人（うち教授5人）、研究指導補助教員11人

〔博士後期課程〕

- ・ 薬学研究科：研究指導教員21人（うち教授19人）、研究指導補助教員19人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員15人（うち教授15人）、研究指導補助教員14人
- ・ 人間文化研究科：研究指導教員31人（うち教授26人）、研究指導補助教員5人
- ・ 芸術工学研究科：研究指導教員14人（うち教授4人）、研究指導補助教員0人
- ・ システム自然科学研究科：研究指導教員17人（うち教授12人）、研究指導補助教員5人
- ・ 看護学研究科：研究指導教員6人（うち教授5人）、研究指導補助教員6人

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員48人（うち教授43人）、研究指導補助教員203人

これらのことから、大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

公募制・任期制については、中期計画において「教員の採用については、大学としての長期的な方針を確立するとともに、任期制や公募制を活用し、教育研究の活性化を図る。また、外部資金を活用した雇用

制度を整備する。」と掲げている。

教員の採用については公募制を原則とし、教員組織の活力を維持向上させるための措置の一環として、年齢構成のバランスにも配慮して選考を行っている。教員の年齢構成は、20歳代0.8%、30歳代26.4%、40歳代41.4%、50歳代21.2%、60歳代10.2%となっており、おおむねバランスがとれている。

任期制については、医学研究科の平成19年8月以降新規採用の全教員（教授から助教まで）、薬学研究科の全教授及び病態生化学分野の准教授と助教、経済学研究科の環境マネジメント教育研究プロジェクト担当の准教授、芸術工学研究科の芸術工学専攻の助教で導入している。また、外部資金を活用して、特任教授、寄付講座教授等の任期付きの教員を採用している。なお、外部資金を活用した任期付教員は41人（平成22年5月1日現在）である。

中期計画において「女性教員の採用拡大のため勤務環境等の改善を図り、女性教員比率20%を目指す。」と目標を掲げ、平成23年度末までに達成すべく、女性教員比率の向上に努める計画を学内で制定し、教員採用公募に関し女性を積極的に採用する旨を公募書類やウェブサイトに掲載している。女性教員の占める割合は学部・研究科によって偏りが見られるものの、全体では19%となっている。

また、男女共同参画室及び男女共同参画推進委員会を設置するとともに、学内保育所（24時間保育や病児病後児保育も行っている。）の整備や、育児休業代替教員制度を設けるなど、積極的に男女共同参画を進めている。

外国籍教員については現在11人が在籍しており、うち専任教員は4人である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇格に関する全学の基準として教員の選考に関する規程を定めているが、同規程は選考の際の最低基準であるため、同規程をベースにした学部・研究科ごとの教員選考内規や申合せで、例えば、博士の学位を有していない場合は、これに代えて査読付き論文が教授・准教授それぞれに何件以上必要であるなどのより高い基準を定め、選考委員会の下で選考手続きを進めている。また、教員選考に当たっては教育能力も重視し、教員の選考に関する規程において「教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」と定め、学部・研究科によっては研究業績とともに、模擬授業の実施（特に採用の場合）や面接により教育能力の評価も実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

授業評価アンケートを全学統一様式により前・後期ごとに実施しており、その結果を担当教員に通知している。各教員は、これに基づき、自らの教育活動について自己点検評価を実施している。なお、授業評価アンケートの結果は、学内ウェブサイトにより公表している。教養教育、経済学部、人文社会学部については、教員からのフィードバックコメントも加えたものを公表している。

教員の教育を含む活動全般（教育・研究・社会貢献・管理運営）にわたる業績評価制度については、医学研究科では任期制による再任審査の中で教員業績評価を実施している。その他の研究科では導入に向け

評価基準を策定し、試行的に実施しており、平成 23 年度中の全学での本格実施を目指し、準備を進めている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価及びその結果把握された事項に対する取組の準備がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

例えば、「環境発癌物質の発癌機構とその化学予防」の研究を行っている教員が、学部において「病理学」、大学院において「生体情報・機能制御医学」を担当しているなど、学部及び大学院における授業は教員の研究領域そのものに関連するか又はそれに近い領域において研究活動を行う教員が授業を担当している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員を事務局（76人：うち教務課及び学生課18人）及び各学部事務室（23人）に配置している。

技術職員については、医学研究科、薬学研究科及びシステム自然科学研究科に31人を配置し、研究支援とともに教育支援においても重要な役割を果たしている。また、大学院課程の学生をTA（76人）として、実習・演習補助、情報処理や統計ソフト実験における技術サポート等、様々な実務において活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 男女共同参画室を設置し、積極的に男女共同参画を進めている点は評価できるが、学部・研究科によっては女性教員比率が低く、引き続き全学的に女性教員比率を高めて行くことが望まれる。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、中期目標において「勉学への強い意欲を持ち、十分な基礎学力を備え、人間性に優れた、将来、地域や社会で活躍できる適性を持った多様な人材を選抜する。」と定めている。大学の教育目的及び各学部の教育目的に沿って定めた大学全体及び各学部の入学者受入方針をウェブサイト、大学案内及び募集要項等に掲載し、オープンキャンパス、東海3県の高等学校進路指導担当教諭への説明会、高校生・保護者説明会等で説明している。また、各種進学説明会や高等学校訪問等の際にも高校生、進路指導教諭、保護者等に説明し、公表、周知を図っている。

大学院の教育目的・入学者受入方針については、中期目標において「基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を選抜する。」と定めているほか、各研究科において定め、ウェブサイトに掲載しており、大学院説明会等により公表、周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、一般選抜、推薦入学特別選抜を実施している。また、一部の学部において帰国子女特別選抜、帰国子女・外国学校出身者特別選抜、私費外国人留学生特別選抜、編入学特別選抜を実施している。なお、医学部、看護学部の一般選抜及び医学部、薬学部、経済学部、人文社会学部の推薦入学特別選抜（特別選抜Bを除く。）では面接を、芸術工学部の一般選抜（建築都市デザイン学科の前期日程を除く。）では実技検査を取り入れている。

大学院入学試験では、一般選抜と特別選抜（社会人、外国人学生）による入学者選抜を実施しており、筆記試験、面接試験等により専門的知識、各分野の諸課題についての問題意識や研究意欲を総合的に判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

私費外国人留学生の受入については医学部、薬学部、経済学部、人文社会学部国際文化学科、芸術工学部において、編入学生（社会人を含む。）の受入については人文社会学部人間科学科及び現代社会学科において、それぞれの特性に応じて、基礎学力、学習意欲、コミュニケーション能力等を総合的に判断する方法で、一般の選抜とは別に選抜を行っている。

大学院においても、外国人特別選抜を医学研究科博士課程、経済学研究科博士前期課程、人間文化研究科博士前期課程、芸術工学研究科博士前期課程、システム自然科学研究科博士前期課程において実施し、積極的に留学生の受入を行っている。

社会人に対しては、薬学研究科博士後期課程、経済学研究科博士前期課程、人間文化研究科博士前期課程、芸術工学研究科博士前期課程・博士後期課程、システム自然科学研究科博士前期課程・博士後期課程において社会人特別選抜を行うとともに、薬学研究科を除くすべての研究科において、昼夜開講制を行うなど、働きながら学びたいと考える社会人を積極的に受け入れている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、学長を委員長とする入学試験委員会の責任の下で、各種選抜の実施要領と監督要領に基づき実施されている。

個別学力検査前期・中期・後期日程においては、学長を実施本部長とし、理事（教育・情報担当）を副本部長とする全学統一の実施本部を設置している。

推薦入学特別選抜、帰国子女特別選抜、帰国子女・外国学校出身者特別選抜、私費外国人特別選抜、編入特別選抜においては理事（教育・情報担当）を本部長とし、各学部を実施本部を設置する体制で実施している。

入学試験問題作成に当たっては、入学試験委員会の下、試験別に出題委員を選出し、出題主任委員の下、問題作成・点検の打合せを行い、問題作成・点検に当たっては問題作成・点検上の注意事項を項目化したチェックリストにより確認しながら作業を行っている。試験問題の原稿作成から印刷までに、出題委員による校正を2回行い、印刷完了後も試験実施までに試験委員による点検を1回行っている。また、各大学が作成した優れた入学試験の過去問題を大学間の共有財産として捉え、過去問題を活用するとして「入試過去問題活用宣言」に参加している。

入学者選抜における学力検査の採点は、氏名、受験番号が採点者にはわからない状態で採点している。このようにして採点された試験結果を一覧にした匿名の合否判定資料を作成し、集計委員が点検した上で、入学者選考委員会で合格者を選考し、最終的に教授会で確認を行っている。

大学院入学試験では、研究科ごとに試験実施計画を定め、研究科長を責任者とする実施体制の下、試験問題を作成し、試験実施及び入学者選考を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

毎年度、入学者選抜の結果を入学試験委員会で報告し、これを基に各学部において、大学入試センター

試験の成績、個別学力検査及び各種特別選抜の成績と入学後の成績との相関関係等を調査し、次年度以降の選抜方法の在り方の検討に活かしている。

近年の具体的な選抜方法の変更としては、平成 19 年度入学試験では、医学部の前期日程で医学・医療への使命感と倫理感について評価するため面接を課し、薬学部で大学入試センター試験利用の推薦入試を導入している。

平成 20 年度入学試験では、経済学部で広い層から受験できるように、個別学力検査の出題範囲から数学Ⅲ及び数学Cを除外し、芸術工学部デザイン情報学科では、柔軟な思考力と豊かな表現力とを伸ばしていく優れた感性を評価するため、実技を重視する後期日程の募集定員を増やし、看護学部では理解力、立論能力、記述力等について評価するため、前期日程において小論文を課すとともに面接の評価を点数化し、結果を点数で公表できるようにしている。

また、経済学部では、4つの試験区分（推薦入学A（普通科以外の高等学校卒業見込者を対象）、推薦入学B（普通科の高等学校卒業生及び卒業見込者を対象）、前期日程、後期日程）の入学者に対して、4年次進級時での成績を比較する調査を行い、その結果から推薦入学Aの入学者が優秀で学習意欲が高いことが確認されたので、推薦入試Aの募集定員を平成 18 年度 5 人から平成 19 年度 7 人に、平成 20 年度には 10 人へと増やしている。

平成 22 年度入学試験では、人文社会学部、芸術工学部建築都市デザイン学科及び看護学部で広い層から受験できるように、大学入試センター試験や個別学力検査の科目を見直している。

薬学部薬学科では、強い入学意欲を持つ学生をより多く受け入れるために、大学入試センター試験利用の推薦入試Bの募集定員を 6 人から 10 人に増やしている。また、芸術工学部建築都市デザイン学科及び看護学部では後期日程受験生の成績が向上していることから、後期日程の募集定員をそれぞれ 8 人から 12 人、10 人から 15 人に増やしている。看護学部では併せて大学入試センター試験利用の推薦入試を導入している。

これらのことから、入学受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 18～22 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 20 年 4 月に改組された医学研究科（修士課程）及び経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）については、平成 20～22 年度の 3 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 薬学部：1.21 倍
- ・ 経済学部：1.03 倍
- ・ 人文社会学部：1.06 倍
- ・ 人文社会学部（3年次編入）：0.94 倍
- ・ 芸術工学部：1.04 倍
- ・ 看護学部：1.02 倍

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：1.20 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 薬学研究科：0.90 倍
- ・ 経済学研究科：1.07 倍
- ・ 人間文化研究科：1.04 倍
- ・ 芸術工学研究科：0.94 倍
- ・ システム自然科学研究科：1.21 倍
- ・ 看護学研究科：0.97 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 薬学研究科：0.61 倍
- ・ 経済学研究科：0.66 倍
- ・ 人間文化研究科：1.04 倍
- ・ 芸術工学研究科：0.60 倍
- ・ システム自然科学研究科：0.64 倍
- ・ 看護学研究科：0.72 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：0.90 倍

なお、薬学研究科（博士後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、芸術工学研究科（博士後期課程）、システム自然科学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。これらの研究科では、大学院生への経済的支援の強化、二次募集の実施等、入学者を増やす努力をしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 多くの研究科の博士後期課程においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業科目は教養教育科目と専門教育科目に区分して編成されている。

教養教育は「教養教育の理念」に基づき、全学的な共通科目（テーマ科目、文系共通科目、理系共通科目、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科目）と専門教育を履修する前に基礎学力として身に付けておく基礎科目から編成されている。当該大学では、「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」及び「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」を目指していることから、テーマ科目では、健康福祉及び環境問題に焦点を当てた科目が配置されている。文系共通科目では、現代社会への積極的関心を培うための科目、異文化・自文化を理解するための科目、人間性への洞察力を養うための科目が配置され、理系共通科目では、自然・環境への認識を深めるための科目が配置されている。なお、文系共通科目及び理系共通科目ではクロス履修（文系学生は理系共通科目、理系学生は文系共通科目を重点的に履修する）に配慮した選択的必修を義務付けている。また、専門的学習の前提として位置付けられている基礎科目は、主に物理学、化学、生物学、実験、数学・統計学及び医学部・薬学部・看護学部を対象にした早期体験学習等で編成されている。

専門教育については、医学部、薬学部薬学科に関しては、それぞれのモデル・コア・カリキュラム、看

護学部においては国の指定規則に即した教育を実施している。また、薬学部生命薬科学科、経済学部、人文社会学部、芸術工学部に関しては基本的に、学部共通に必要とされる科目、学科科目（実習を含む）、応用科目に演習、卒業研究、卒業制作、卒業論文を組み合わせるといった構造で構成されており、各学部、学科の人材養成目的に沿って、学生が段階的に無理なく体系的に学修できる教育課程となっている。また、演習・実習については、初年次教育に対応することを目的とした入門的演習・基礎的実習を課すとともに、3、4年次生からは専門的演習・実習が連続的に配置されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教養教育については、テーマ科目及び理系系共通科目の一部の科目を、社会生活を営んでいく上で必要となる基盤的知識の修得に重点を置いた社会生活基盤科目（「社会と医学」（テーマ科目）、「省資源・省エネルギー型の社会を考える」（テーマ科目）等を取り扱う科目）と位置付け、履修を促している。テーマ科目では複数学部の教員が協力して一つの問題を講じることで多面的な理解能力の涵養を目的とした「環境問題への多面的アプローチ」のような科目も開設している。外国語科目では外国人教師による「コミュニケーション英語」等を開設している。情報科目では情報処理等の基本的スキルを修得する実践的な教育を行い、健康・スポーツ科目は健康への科学的認識を深め健康の維持増進や生活の質の向上のための運動を実践する方法を講義や実技によって修得させる内容となっている。また、英語教育における習熟度別クラス編成については、平成19、20年度に試行的に実施したが、教育効果が明確に確認できない結果が報告されたことを踏まえ、学生のニーズにこたえることに重点を移し、「応用英語」ではTOEIC対策講座等の実践的講義を提供している。なお、「応用英語」はこれまで主として文系学部の2年次生を対象に提供されてきたが、全学部の3、4年次生あるいは大学院生にも開放している。さらに、チーム医療の社会的要請に対応すべく医学部、薬学部、看護学部合同の早期体験学習を1年次生に配置するなど社会からの要請に配慮した工夫を行っている。この早期体験学習は、平成21年度に学士課程教育等の質保証の取組に対する文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」として「医療系学部連携チームによる地域参加型学習」が採択され、医学部、薬学部、看護学部の連携による地域社会での学習等を通して、課題探求能力及び社会に通用する学士力の育成に取り組んでいる。また、平成18年度に文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「バナナ・ペーパーを利用した環境教育—多面的環境教育による、持続可能な社会形成主体の自己形成へ—」については、支援期間終了後もテーマ科目「環境問題への多面的アプローチ」として授業を実施し、部局横断的な教員の協力の下、学外実習を取り入れながら環境問題を学ぶ教育を継続している。

そのほかには、愛知学長懇話会単位互換事業により他大学で修得した科目の単位認定やTOEICの獲得点数による英語科目の単位認定を行っている。

専門教育については、各学部、学科の人材養成目的に即して、当該分野の研究に従事している教員による授業科目を配置している。このほか、全学的に単位互換が可能となるように学則を整備し、一定の範囲内で他学科、他学部科目の履修も認めており、幅広く柔軟に学習できる機会への配慮もなされている。さらに、実業界（企業、公益法人、同窓会）から実務家を講師として迎える講義等も開講し、また「キャリアデザイン」（経済学部）、「インターンシップ実習」（人文社会学部現代社会学科）、「ボランティア活動」（看護学部）等、学生が社会的接点を失うことなく学習できる授業科目を提供するなど、多様性に富んだ

教育課程となるよう配慮している。

加えて、課題解決人材育成という教育目的に沿って、教養教育科目及び専門教育科目を学部横断的に履修する「持続可能な社会形成コース」制度を導入するなど社会からのニーズにこたえとともに、単位互換の制度化等、学生のニーズにも柔軟にこたえられるような工夫も行っている。

また、平成 20 年度に国公立の複数の大学による多様で特色ある大学間の戦略的な連携の取組に対する文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」として「6年制薬学教育を主軸とする薬系・医系・看護系大学による広域総合教育連携」が採択され、医療系大学等の 11 大学が連携し、医薬看の総合教育連携を図りながら、臨床薬学教育プログラムに取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各学部で実施される新入生ガイダンスにおいて、履修要項等を配付し授業科目の単位及び時間数の考え方の周知を図り、自己学習が必要なことを指導している。

1 単位当たり 45 時間の学修時間を確保するために、各学期 15 回の講義回数を確保するように学事日程を定め、休講の場合には必ず補講を行うよう教授会でも申し合わせている。平成 20 年度からは、特に振替休日の関係で講義回数の確保が困難な月曜日について、休日にも開講して講義回数を確保している。なお、医学部を除き、平成 22 年度から定期試験を含めずに、15 回の授業回数を確保している。

そのほか、経済学部と人文社会学部では平成 21 年度から、芸術工学部では平成 22 年度から CAP 制を実施し、履修登録単位数の上限を定めている (24 単位/学期)。薬学部及び看護学部については教育課程改革の完成年度を考慮して、平成 25 年度以降の導入を予定している。

さらに、GPA 制については、平成 21 年度に経済学部で試行的に実施し、平成 22 年度からは単位制でない医学部を除き全学部で導入している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養教育については、共通科目と基礎科目で構成され、講義、演習、実験、実習を提供している。医学部、薬学部学生に「自然科学実験Ⅰ」及び「自然科学実験Ⅱ」の計 2 単位を必修として課しているほか、全学部必修の「健康・スポーツ科学論」は講義と演習を組み合わせた内容となっている。そのほか「人間性の探究 5 (共生社会におけるふれあいネットワーク) (文系共通科目) のように高齢者自立支援通所事業への参加実習から構成されている科目、「テーマ科目 15 (環境問題への多面的アプローチ) のように国内外にて行うフィールド調査を組み込んだ科目も提供されている。

専門教育における授業形態としては、各学部の特性に配慮して講義、演習、実験、実習が配置されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは以前から学部ごとに作成していたが、平成 19 年度よりシラバス記載項目についての全学的基準を設け、授業の目的、学習到達目標、授業概要、授業計画、成績判定基準、テキスト、参考文献、オフィスアワーを明記することとし、具体的記入方法について教務企画委員会を通して指導・確認している。また、オフィスアワーについては実施要綱を定めている。

シラバスは医学部では冊子で配付し、その他の学部ではウェブサイトに掲載（薬学部と経済学部では冊子も併せて配付）して自宅からもアクセスが可能な状態にしており、科目選択の際等に学生に利用されている。また、授業評価アンケート項目にシラバスに関する質問項目を設定して、「シラバスに沿って講義は進められたか」等の確認を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮としては、施設面では4キャンパスすべてにパソコン室を備えた総合情報センター分館（附属図書館）を設置し、夜間及び土曜日にも利用できるようにしているほか、演習室や実習室を開放している。また、自主学習の促進については、e-learning として、情報倫理学習ソフト等、現在3種類のコンテンツを提供している。さらに、芸術工学部において教員のサポートを受けながら学生が自主的に企画している「卓プロジェクト（学生主体で行う成果発表の展覧会）」や卒業制作展の開催がある。

基礎学力不足の学生への配慮としては、薬学部の学生で大学入試センター試験の生物非選択者に対して「生物学基礎Ⅰ」を必修として課し、専門教育への進級時まで基礎学力の平準化が図られるように工夫している。また、経済学部において自主学習支援やリメディアル教育を目的に、助手2人を常駐させた「学習室」を開設している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準については各学部履修規程に定められており、再試験については全学的に統一的基準に基づき実施するよう申合せを行っている。履修規程については、履修要項に掲載して毎年度全学生に配付するとともに、年度始めのガイダンスで説明し、周知を図っている。成績評価方法については、期末試験、出席状況、小テスト、レポート等担当教員の裁量にゆだねているが、科目ごとに成績評

価方法をシラバスの「成績判定基準」欄に明記するようにし、成績評価基準に基づく単位認定を行っている。また、進級及び卒業認定については、各学部で規定した必要な単位数を教授会で確認の上、それぞれの認定を実施している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

平成 21 年度から、全学的制度として成績疑問票取扱要綱を定め、成績評価について納得できない学生は授業担当教員に評価根拠について文書で開示を求めることができるようにし、その手続きを履修要項等に掲載して周知を図っている。学生からの成績疑問票による照会に対しては、担当教員が成績判定基準に沿って成績評価を再確認した上で、すべてに回答を行っており、成績評価が適切でない場合には成績評価の訂正を行っている。平成 21 年度は 100 件の照会があり、そのうち 25 件について訂正を行っている。

また、芸術工学部では、卒業制作等において複数教員による講評会を通して評価を行う工夫がなされている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業科目の編成としては、講義、演習、実験、実習等が提供され、必修、選択科目から所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に学位を授与している。

なお、各研究科の専攻では教育研究分野が専門分野として細分化され、当該専門分野に応じた授業科目により教育課程が編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科とも修了に必要な単位数を上回る科目数を開講しており、学生の多様なニーズにこたえられるようにしているだけでなく、近隣の他大学・研究科との単位互換や連携大学院、実務と関連した科目等様々な工夫を凝らした課程編成とするなどの配慮をしている。

また、平成 20 年度に当該大学が申請校となって名古屋工業大学との連携で申請した、薬学と工学両分野の専門研究を理解し、ライフサイエンス・バイオテクノロジーとマテリアルサイエンス・ナノテクノロジー分野の融合から生まれる「ナノメディシン創薬」という、全く新しい分野で活躍できる人材を育成する「薬工融合型ナノメディシン創薬研究者の育成」プログラムが、文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）」として採択されている。当該プログラムにより、薬学研究科については平成 20 年度に名古屋工業大学との間で単位互換に関する協定を結び、両大学間の単位互換講義を拡充するとともに、新たな連携科目を順次開講している。平成 21 年度からは両大学の研究室での 2 週間ほどの短期相互実習（インターンシップ）を開始しており、異分野体験学習により、互いの教育研究のコンセプト、技術、

資源等の理解を深めている。また、最終年度の平成22年度から、両大学の大学院生がチームを作り共同研究するプロジェクトも開始している。毎年、各大学10～15人ほどの学生が新たに参加しており、活発な交流、連携学習、共同研究が生まれつつある。

社会からの要請に対する配慮としては、平成20年度から医学研究科に修士課程（医科学専攻）、看護学研究科博士前期課程に助産学領域を新たに設置し、特に看護学研究科博士前期課程では、専門看護師の履修コース（クリティカルケア看護・精神看護・在宅看護）を設けるなど、積極的に対応している。また、医学研究科を除いて長期履修制度を導入し学びやすい環境を整えるとともに、医学研究科及び薬学研究科を除いて昼夜開講制も採用しており、社会人大学院生の受入にも配慮を行っている。また、大学院入学前の既修得単位については10単位まで認定しているが、さらに、平成21年度から経済学研究科においては、一定の要件がある学部学生に対して、10単位までの大学院科目の履修を認めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

基本的に少人数教育であるため、各研究科とも小テスト、レポート、報告等を組み合わせた指導が行われている。医学研究科及び薬学研究科を除いて昼夜開講制が、また、医学研究科を除いて長期履修制度が導入されており、社会人学生であっても無理なく履修できるよう工夫され、事前学習や事後学習に十分な時間を充てられるよう配慮されている。経済学研究科、芸術工学研究科、システム自然科学研究科では履修登録における指導教員との事前相談を義務付けており、過重な履修にならないよう指導する体制となっている。その他の研究科においても、指導教員制がとられていることから適切な履修が担保されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

基本的にすべて少人数で教育を行っており、授業方法についても講義、演習・実験等をバランスよく配置し、対話・討論型授業も実施されている。また、研究科の特性に合わせ、情報機器へ対応するために教室の整備を行っており、必要に応じて多様な授業方法がとれるよう配慮している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程同様、演習や特別研究等の一部の科目を除き、授業の目的、学習到達目標、授業概要、授業計画、成績判定基準、テキスト、参考文献、オフィスアワーをシラバスに明記することとし、履修要項、学習要項として全研究科で冊子を作成して配付するとともに、一部の研究科ではウェブサイトにも掲載している。また、学年開始時のガイダンスにおいてシラバスが履修、学習計画作成の必須資料となることを理解させるように指導している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

医学研究科及び薬学研究科を除く他の研究科において、夜間及び土曜日に授業を実施しており、夜間及び土曜日開講科目を履修することで課程修了に必要な単位修得が可能となるように、授業時間割を編成している。なお、医学研究科の授業については、修士課程が原則昼間のみで、博士課程は夜間のみを実施している。システム自然科学研究科では昼夜2開講方式をとり、経済学研究科、芸術工学研究科、看護学研究科では1年ごとに昼間開講科目群と夜間開講科目群を入れ替え、これらの研究科では夜間及び土曜日のみですべての希望科目の受講が可能なシステムをとっている。

また、医学研究科を除き長期履修制度を設け、履修年限における配慮も行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各研究科とも個別研究テーマの決定から審査までのプロセスが整備され、かつ、これらが履修要項等を通して学生に周知されている。また、論文の審査については、ほとんどの研究科において、公聴会が実施されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

すべての研究科において複数指導教員制を採用し、学位論文のテーマ選択については、指導教員が当該学生の意向を聞きつつ決定している。また、作成に至るまでの過程は組織的に合意され、体系的に整備されている。なお、過去において、医学研究科での学位審査に関連した不祥事（医学研究科の教員をはじめ複数の教員において金品の授受はあったが、いずれも教授会による審査合格後に行われたもので、便宜の供与の事実は認められなかった。）や、経済学研究科での学位論文に係る指導における不適切な取組（平成21年9月に授与した博士（経済学）の学位論文に他著作物からの剽窃が認められたため、学位の取り消しを行った。）があったことから、「教員の倫理に係わる行動指針について」の作成や引用ルールの周知を図るなど、再発防止への対策を講じている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する取組に関し、過去において一部に不適切な取組があったものの、現在では適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については学士課程同様シラバスに明記している。修了認定基準については大学院学則に従って、各研究科がそれぞれ履修規程等により詳細な基準を作成している。これらが掲載された履修要項等は年度始めの学年別ガイダンスにおいて学生に配付され、周知が図られている。

個別科目の成績評価と単位認定についてはそれぞれの担当教員によって行われているが、修士論文及び博士論文の可否判定、修了認定については、各研究科で細部に違いはあるが、複数の審査委員による公開の面接審査、審査委員による教授会への報告、それに基づく可否判定、修了認定という手続きで行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の審査については、大学院学則の「学位論文及び最終試験」の項目で審査方法の骨格を規定しており、これに基づいて定められた研究科ごとの「学位論文の審査及び最終試験実施要領（要項）」に従って実施されている。これら要領（要項）はガイダンス等で周知を図っている。学位論文の評価基準については、研究科ごとの申合せにより確認している。修士論文の判定においては、可否を単純に二区分とはしないといった工夫をしている研究科もある。例えば、人間文化研究科では「問題設定とその解明の適切さ」、「先行研究の検討状況」、「論述の一貫性」、「文章表現の分かりやすさ」等の判断要素を総合的に考量した上で、論文評価を特に優れているから順にA・B・C・Dと4段階評価し、A・B・Cを合格、Dを不合格と判定している。博士論文の判定については、いずれの研究科においても、先行研究を十分踏まえた上での独創的な論文であり、自立して研究遂行する能力を有しているかどうかを評価基準にして実施している。評価基準については、日頃の研究指導を通して学生への周知を図っている。

また、学位論文の評価を客観的に担保する仕組みの一環として、論文発表会の公開での実施（医学・薬学・経済学・芸術工学・システム自然科学研究科）、博士論文提出要件としての公表の義務化（全研究科）を実施している。

審査体制については、その骨格を大学院学則に規定しており、すべての研究科において主査と複数の副査で構成される審査委員会（外部研究者の委員委嘱は複数研究科で適宜実施、システム自然科学研究科の博士審査では義務化）を教授会の下に設置し、当委員会が審査過程の全般（研究内容の口頭発表、最終試験等の実施を含む）にわたって責任を負い、審査結果を教授会に報告する。報告に基づいて教授会は審議の上、可否を判定している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学士課程同様、成績疑問票取扱要綱により、成績疑問票の受付を行っている。成績評価に納得できない学生は、成績発表後、各研究科等が定める一定の期間内に申立てを行い、成績訂正が必要であると担当教員が判断した場合は、成績評価の変更を行っている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 21 年度に文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」
として「医療系学部連携チームによる地域参加型学習」が採択され、医学部、薬学部、看護学部の連
携による地域社会での学習等を通して、課題探求能力及び社会に通用する学士力の育成に取り組んで
いる。
- 平成 20 年度に文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」として「6年制薬学教育を主軸とする薬
系・医系・看護系大学による広域総合教育連携」が採択され、医療系大学等の 11 大学が連携し、医
薬系の総合教育連携を図りながら、臨床薬学教育プログラムに取り組んでいる。
- 平成 20 年度に文部科学省の大学院G Pとして名古屋工業大学と連携して申請した「薬工融合型ナ
ノメディシン創薬研究者の育成」が採択され、薬学研究科においては名古屋工業大学との間で単位互
換に関する協定を結び、両大学間の単位互換講義を拡充するとともに、新たな連携科目を順次開講し
ている。
- 平成 18 年度に文部科学省現代G Pに採択された「バナナ・ペーパーを利用した環境教育—多面的
環境教育による、持続可能な社会形成主体の自己形成へ—」について、支援期間終了後もテーマ科目
「環境問題への多面的アプローチ」として授業を実施し、部局横断的な教員の協力の下、学外実習を
取り入れながら環境問題を学ぶ教育を継続している。

【更なる向上が期待される点】

- 学位審査に関連した不祥事に対応して、「教員の倫理に係わる行動指針について」の作成や引用ルー
ルの周知を図るなどの対策を講じていることは評価できるが、再発防止へ今後一層の取組が期待され
る。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

単位修得、進級、卒業（修了）、資格取得の状況、授業評価アンケートや大学満足度調査による学生からの意見聴取の結果、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績及び就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会が主体となり、教育効果の検証・評価を実施している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部の進級率、卒業率等は、平成19年度以降の平均的な状況として、薬学部を除き標準修業年限内の卒業率はおおむね90%前後であり、退学率も1%未満の学部がほとんどである。薬学部の場合、退学率が高く（6%程度）、結果として卒業率も低くなっているが、主な退学理由は学業不振によるものではなく、医学部への転学者が多いためである。なお、薬学部の退学者は、ほとんどが再受験のため入学年次に退学している。教養課程から専門課程への進級については、要件を定めている学部と定めていない学部があるが、進級率はおおむね順調に推移している。

平成19～21年度における国家試験平均合格率については、医師国家試験：99%、薬剤師国家試験：74%、看護師国家試験：99%、保健師国家試験：99%となっており、いずれも全国平均合格率を上回る数値を維持している。

大学院における学位取得状況として、博士前期課程については、平成19年度から長期履修制度を導入し、社会人大学院生が制度を利用していることもあり、平成20・21年度の標準修業年限内における学位取得率は低下しているが、毎年度の学位取得者数は160～200人程度で推移している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

授業評価アンケートについては以前から各学部で実施されてきたが、全学的に統一した項目で評価が行えるように内容の充実を図り、平成21年度から学期ごとに実施している。平成21年度に実施したアンケート結果では、教養教育科目において5段階による総合評価は3.9、専門科目において5段階による総合評価の平均値は3.8となっている。

さらに、個々の授業評価に加えて全体の授業に対する評価を把握するため、平成 19 年度から大学満足度調査も全学的に実施している。大学満足度調査結果は、平成 21 年度においては、「全体として、これまでのところ大学での授業の経験には満足しているか」という質問に対し、全学で 73.5%の学生が「強く思う」又は「そう思う」と回答している。学部別に見ると、医学部 73.1%、薬学部 69.5%、経済学部 66.2%、人文社会学部 78.0%、芸術工学部 77.8%、看護学部 83.3%となっている。全学的に見ると高学年の方が「強く思う」又は「そう思う」と回答した学生の比率が高くなっており、学年進行とともに満足度が高まっている傾向がうかがわれる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 21 年度学部卒業生の就職希望者に対する就職率は 96.1%であり、文部科学省と厚生労働省の共同調査による大学卒業生の就職率（91.8%）と比べれば、4.3 ポイント高く良好な状況にある。また、医学部、看護学部ではほぼ全員が医師ないし看護師となっている。薬学部では大学院進学者が約 85%と多数を占めているが、就職者については多くが医療、福祉系へ就職している。経済学部では、金融保険業等、公務員、情報通信業、製造業への就職者が多く、ほぼ 3 学科の特徴に見合った就職をしている。人文社会学部では、公務員、情報通信業、製造業、金融保険業等とバラエティーに富んでおり、学部教育の目的を反映している。また、芸術工学部では、40%程度が大学院に進学しており、就職先としては製造業、建設業、デザイン事務所等が多い。学生は大学で学んだ専門性を活かして就職している。

平成 21 年度大学院修士課程については、前期課程の場合、医学研究科、芸術工学研究科、看護学研究科、システム自然科学研究科において 100%の就職率であり、他の研究科も 80~90%台の就職率となっている。後期課程については、全研究科において 100%の就職率となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

毎年度実施する企業研究セミナーの際に、出展企業に対し、卒業生の印象についてのアンケートを実施している。平成 21 年度のアンケート結果（回答数：99 社）によれば、「コミュニケーション能力があるか」、「知識・教養があるか」等の項目において 5 段階評価で 4 近い評価を得ている。また、求人数でみても学生数に対して毎年それを遥かに上回る求人があり、卒業（修了）生への評価は高い。

また、医学部では卒業生の研修先がほぼ希望どおりに決まっていることから、専門職養成という点でも評価されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時及び各年次始めに各学部・研究科において授業科目の履修に関するガイダンスを実施している。各学部においては、施設の利用案内に関するガイダンスや研究室配属ガイダンス等を必要に応じて実施している。

総合情報センターでは、学部の新生生に対し、学内で自由に利用できるパソコンの利用方法、履修登録等の教務システム、図書館システム等のガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習に関する学生のニーズ把握として大学満足度調査を実施していることに加え、学生相談・助言のためオフィスアワーを従前から設置し、平成19年度にオフィスアワー実施要綱を作成し、シラバスへのオフィスアワーの記載を徹底するなど、オフィスアワー制度がより有効に機能するよう努めている。また、制度について掲示板に掲示するなど学生への周知についても工夫している。

学部については、それぞれ担任制等の学部の特性を考慮した相談・支援体制の充実に取り組んでおり、研究科については、全研究科とも入学時より指導教員制をとっており、指導教員が学習相談、助言、支援を行っている。また、年1回程度大学院生と教員の懇談機会（自由参加）を設けている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

学部在籍の留学生に対しては、希望する者に対して、原則として同じ学部の学生をチューターとして選任している。日本語教育については、多様な教育課程により習熟度に応じた講義を実施するとともに、大学院生についても希望者に対して聴講を認めている。さらに、課外日本語講座も実施し幅広くニーズに応じている。

社会人の大学院生については、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例に基づき、夜間その他の時間に教育を実施し夜間等のみの受講により学位の取得を可能にするとともに、医学研究科を除き、長期履修制度を採用している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-1① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主学習を支援するため、4キャンパスすべてに附属図書館を設置している。利用の多い2つの附属図書館（山の畑分館、川澄分館）は平日9時から21時まで、他の2つの附属図書館（田辺通分館、北千種分館）は平日9時から19時まで開館しているほか、すべての図書館で土曜日開館を実施している。平成21年度より、国家試験準備等のため利用の多い川澄分館は日曜日も開館している。さらに、教室、実習室等を学生が自主学習できるように開放しているとともに、4キャンパス全体で情報処理教室等に754台の学生用パソコンを設置し、インターネット等を自由に利用できる環境を整えている。

e-learning 環境については、表計算やワープロ、プレゼンテーション等のソフトや情報セキュリティの基礎を学ぶための教材等が導入されており、学生が自主的に学ぶ環境を整備している。

国際交流推進センターではTOEIC、TOEFL用の学習教材の貸出サービスや英語教材等を提供している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動について、平成21年度は、62の部とサークルが活動しており、クラブハウス（運動系サークル）と文化系サークル共用施設を設置するとともに、活動補助金を交付している。また、体育館、プール等の体育施設や学生会館（会議室等）について、正課の授業のない時間の利用を認めるとともに、学内に十分な活動場所が無い部については、名古屋工業大学と連携するなどして学外の活動場所を確保するための支援を行っている。また、理事（教育・情報担当）が随時クラブ代表者会議に出席し、学生の要望を聞く機会を設けている。

自治活動については、自治会と大学祭実行委員会に活動場所を提供するとともに、活動補助金を交付している。

新入生ガイダンスの一環として、新入生全員が参加する合宿を実施しており、平成22年度には134人の2年次生がオリターとして同行リーダー役を担っている。合宿の際のスケジュール作成から運用までをオリターが自主的に行っており、同行する教職員は事故防止等の裏方に徹している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生生活の相談窓口として、滝子（山の畑）キャンパスに、学生課学生支援係、キャリア支援センター、保健室、学生相談室を設置している。

学生課学生支援係では、経済的支援等の一般的な生活支援の相談に応じている。

キャリア支援センターでは、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員2人が、キャリア形成、進

路選択、就職活動等に関する相談・助言を行うとともに、キャリアセミナー、就職ガイダンス、企業セミナー等を開催している。平成21年度の進路に関する相談件数は1,678件であった。また、就職支援システムを導入し、就職情報のデータベース化を進め、学生の利便性の向上を図っている。薬学部、経済学部、人文社会学部、芸術工学部及び看護学部では、学部独自の追加的取組としてキャリアセミナー（卒業生による講演会）等の各種就職支援活動を行っている。さらに、学生の各種資格取得について、取得の支援のため受験料の補助を行っている。

保健室では、看護師2人が健康上の相談と怪我等の応急処置を行っており、支援が必要な学生には継続して対応している。平成21年度の利用件数は501件であった。また、健康診断を実施し、緊急の治療が必要な学生には、その旨連絡している。

学生相談室では、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが、心の悩みや精神的問題について週3日相談に応じている。平成21年度の相談件数は316件であった。

ハラスメント相談については、各研究科又は学部2人のハラスメント相談員が各種のハラスメントについての相談に応じている。平成21年度の相談件数は7件であった。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-1② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、学生課学生支援係において生活相談等に応じるとともに、チューターの選任、留学生の声を教員が直接聞くことができる留学生懇親会や研修旅行を行っている。また、経済的な支援として授業料の減免、各種奨学金の申請等を行っているとともに、留学生宿舍を設置し、主に来日後の期間の短い学生に安価な住居を提供している。なお、平成21年度は全留学生の約79%が授業料の減免を受けている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-1③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

経済的な援助については、入学料及び授業料の減免、日本学生支援機構奨学生の推薦及び大学院第一種奨学金の返還免除の推薦、日本学生支援機構以外の奨学金の紹介及び奨学生の推薦、並びに成績優秀者に対する奨学金の授与等を行っている。

授業料の減免については、平成21年度は327人（全学生の約8.2%）が経済的要件によって全額、2分の1、4分の1のいずれかを免除されている。また、災害による入学料及び授業料の減免の制度も設けられている。

平成21年度には1,084人が日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、大学院第一種奨学金の返還免除は18人が対象となっている。

日本学生支援機構以外の奨学金には、地方公共団体や民間団体等の奨学金があり、平成21年度は50人が給付又は貸与を受けている。

平成19年度から成績優秀者に対する表彰制度を設け、奨学金を表彰式に合わせて授与している。これは、各学部学科の成績上位4%の学生を表彰するとともに奨学金を給付する制度であり、平成21年度は93人が対象となっている。また、学外機関による語学テストや資格取得試験等に積極的に挑戦させるよう、

平成 20 年度から資格試験補助制度も設けている。

これらの制度については、パソコンや携帯電話で必要な情報を取得できるインターネット上の学務情報システムを利用し、学生への周知が図られている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、桜山（川澄）地区、田辺通地区、滝子（山の畑）地区、北千種地区の4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は川澄地区が 65,939 m²、田辺通地区が 46,572 m²、山の畑地区が 63,588 m²、北千種地区が 25,968 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 196,336 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設は、各キャンパスに各学部等に属する講義室、研究室、実験・実習室、演習室等からなる建物及び総合情報センター（附属図書館）、厚生施設等を有するとともに、医学部・看護学部のある桜山（川澄）キャンパスには本部棟、附属病院を有しており、薬学部のある田辺通キャンパスには薬草園を有している。

また、体育施設としては、田辺通キャンパスには野球場、馬場を有しており、滝子（山の畑）キャンパスには体育館（柔道場・剣道場を含む）、プール、テニスコート、弓道場を有している。

施設の安心・安全性向上の観点から各キャンパス建物の耐震改修実施計画を策定しており、順次整備を実施していく予定である。なお、耐震化率は 67.3%である。

バリアフリーの状況については、車いす使用者の施設利用と移動円滑化の観点から重点的に整備すべき設備の整備を進めているが、滝子（山の畑）キャンパスを中心に、バリアフリー化されていない建物が多い。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているがバリアフリーへの対応が十分とはいえない。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

学内のネットワークである「NCUNET」は教育研究用と事務用の2つのネットワークで構成されている。

現行の教育研究用ネットワークは、平成 15 年 3 月から運用を開始し、4 キャンパス間を光ファイバにより 1 G b p s で接続している。また、SINET（国立情報学研究所が提供・運用を行う学術情報ネットワーク）と 1 G b p s で接続している。

教育研究用基幹 LAN には約 4,950 台のパソコンが接続され、うち約 760 台は学生用に設置されており、総合情報センター設置分については 1 日平均 1 台当たり約 3.4 回使用されるなど、授業及び自習等に活用されている。学生用パソコンは総合情報センター（端末室、情報処理実習室、各分館（図書館）、教養 CA

L教室、各学部に設置されており、1台当たりの学生数は約5人(3,979人/754台)である。

なお、学生用パソコンの約7割については、利用のための認証にICカードの学生証を利用しており、セキュリティを高めている。また、ネットワークについてはファイアウォール・不正侵入防止/防御システム・ウイルス対策ソフト等により、セキュリティへの配慮を行っている。

また、総合情報センター及び教養CAL教室設置のパソコンでは、学生は無料で一人当たり年間300枚の印刷が可能になっており、本事項についてはガイドブック(『名古屋市立大学総合情報センター SYSTEM GUIDE 2010』)や掲示及び新入生に対するガイダンス等で周知が図られている。

履修登録やシラバス等はシステム化しており、自宅等のパソコンからでも利用が可能である。また、学生への連絡や休講等の情報についても学務情報システムとしてシステム化しており、パソコンだけでなく携帯電話でも確認できるとともに、食堂に設置しているディスプレイを利用した掲示板への表示も行っている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

中期目標の中で、施設・設備の運用方針について「全学的な視点に立った適正な運用管理システムを構築し、大学の保有する土地、施設、設備、知的財産等の資産の効率的・効果的な運用を図る」と掲げ、これに基づき、下記のような規程を整備し、学内への周知を図っている。

基本となる各施設・設備の管理及び運用規程は、固定資産等管理規程及び不動産貸付細則として制定し、学内ウェブサイトに掲載している。

実際の運用としては、学内で所属の枠を越えて共同利用可能な施設について、施設概要や利用可能時間等を学内ウェブサイトに公開して周知を図り、相互利用を推進している。同様に、共同利用できる設備・機器についても、その設置場所をはじめとする情報を公開し、相互利用を促進している。体育施設や福利厚生施設については、その概要や使用方法について『学生生活のてびき』に掲載し、配付するとともにウェブサイトに掲載し、構成員(主に学生)に周知が図られている。

また、教育、研究のために教員、学生をはじめ幅広く利用される総合情報センターでは、附属図書館及び学内情報システムの利用方法等について、『名古屋市立大学総合情報センター SYSTEM GUIDE 2010』に掲載し、新入生利用ガイダンス等で配付するとともに、ウェブサイトで公開するなどして周知を図り、利用を促進している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

総合情報センター分館(附属図書館)は、山の畑分館、川澄分館、田辺通分館、北千種分館の4館で構成されている。総合情報センター(附属図書館)は、各キャンパスの分館から構成され、総面積8,122㎡、及び閲覧座席数515席を有している。

各図書館の開館時間は、山の畑分館が平日9時から21時まで、土曜日9時から17時まで、川澄分館は平日9時から21時まで、土・日曜日9時から17時まで、そして田辺通分館と北千種分館が平日9時から19時まで、土曜日9時から17時までとなっている。(休業期は原則9時から17時まで)

資料収集については、各分館の運営方針を決めるための分館委員会が年間の資料購入計画を立て、収集を行っている。

平成 21 年度末現在の蔵書冊数は 828,266 冊、雑誌所蔵タイトル数は 15,204 種である。平成 21 年度については、年間の図書受入冊数（購入・寄贈・製本受入した雑誌の合計数）は 12,495 冊であり、年間約 30 万人の入館者のうち、貸出は延べ 27,526 人に対して 55,006 冊である。

学術雑誌については、従来の冊子体から電子ジャーナルへと徐々に切り替えるという方針の下、毎年電子ジャーナルの購読数を増やしており、平成 21 年度末現在 9,592 タイトルが閲覧可能となっており平成 21 年度の全文アクセス数は 216,766 件である。

情報検索用データベースの整備も進めており、現在は 10 種類のデータベースが利用可能である。平成 21 年度の利用アクセス数は 78,215 件である。

総合情報センター分館（附属図書館）は多くの病院等を支援しており、全国の病院からの求めに応じて平成 21 年度は 3,184 件の複写文献の送付を行っている。そのうち、東海地区の病院は約 5 割の 1,646 件となっており、地域の医療向上に寄与している。

また、学生、教員に対する図書館の効果的な活用を促進するために、文献情報探索講座の実施や、図書館職員が授業の中で情報探索講座を受け持つなど、学生への教育支援や教員との授業連携を積極的に行っている。さらに一般市民対象の文献情報探索講座も実施している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 滝子（山の畑）キャンパスを中心に、バリアフリー化されていない建物が多い。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

大学の活動実態を示す資料は、学籍簿等保管が義務付けられている法人文書、学位論文等の学生の成果物、シラバス及び大学案内等の大学が教育内容について学生や希望者に配付しているもの、大学満足度調査や授業評価アンケート等の大学が自己認識を深めるために計画的に収集しているものの4種類に分類できる。

学籍簿等保管が義務付けられている法人文書については、保管を義務付けた規程に従って、各部局が保管している。

学位論文等の学生の成果物については、博士論文については学内図書館が保管するとともに国立国会図書館に寄贈している。また、修士論文、卒業論文については各部局が保管し、閲覧できる体制をとっている。

大学が教育内容について学生や希望者に配付している資料については、大学案内等の学外者を対象に発行される印刷物は学生課で保管し、部局ごとに作成される履修要項、シラバス等は各部局で保管している。加えて、各種資格・免許の取得状況は各部局で、進路調査、就職先等学生の進路に関するデータについては学生課で収集保管している。

大学満足度調査については、デジタル化されたデータを教務課と各部局が共有しており、それぞれが目的に従って分析、活用している。また、授業評価アンケートについては各部局が責任を持って実施し、教育改善のためのデータとして各部局で活用している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的な継続的に適切な形で活かされているか。

大学全体として、授業評価アンケート、大学満足度調査を継続的に実施している。前者については法人化以前から各部局で実施されてきたものを平成21年度からアンケート項目を全学的に統一するとともに、ウェブサイトを集計結果を掲載している。後者に関しては平成19年度から実施されている。当該大学の教育改善は、教育課程をはじめ教育内容の改善を目的とした教務企画委員会、教授技術の向上を目的としたファカルティ・ディベロップメント推進委員会の2つの系列の委員会を通して実施されており、大学満足度調査等の結果はこれらの委員会で分析、活用されている。改善の具体例としては、薬学部のチューター制の導入や経済学部の1～2年次におけるリメディアル教育の実施が挙げられる。また、平成20年度にF

Dガイドラインを作成している。

上述の調査以外にも、学部・研究科ごとに学生との懇談会の開催等、それぞれに工夫して学生の意見を教育の質的改善に反映すべく取り組んでいる。

教務企画委員会をはじめ教育関連の委員会に事務職員も委員として参加する形をとっており、職員の意見も反映される仕組みになっている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

評価機関として、当該公立大学法人の設立団体である名古屋市に、各界の有識者から構成された名古屋市公立大学法人評価委員会が設置されており、毎年、年度計画に基づく業務実績報告書の提出、当該評価委員会による評価及び評価結果に対する改善報告書の作成、評価結果及び改善報告書に基づく次年度計画の作成というPDCAサイクルが機能している。評価委員会からの指摘による具体的な改善例としては、PBL（Problem Based Learning：問題解決型授業）及びSGD（Small Group Discussion：少人数対話型授業）の導入の推進や英語による専門教育科目の開設がある。

このほか、各学部・研究科は自主的に外部評価を実施しており、医学部等実習を伴う教育を行っている学部については実習先からのヒアリングも実施している。また、同窓会、教育実習施設等との定期的意見交換会を通して要望を聞く機会を設けるなどの努力も行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

全学部、全科目（ただし、受講者が10人未満で統計的意味が薄い講義、実習、実験を除く）について授業評価アンケートを実施し、教育の質の向上に向けた改善を行っている。なお、授業評価アンケート結果は学内ウェブサイトにより公表しており、教養教育科目、経済学部及び人文社会学部の専門教育科目については、教員からのフィードバックコメント、次年度授業に向けての改善事項も加えて公表している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FDの推進については、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会の下に、FD委員会を各学部・研究科に設置し、全学的に実施すべき部分と各学部・研究科の特性に合わせて実施した方が効率的と思われる部分に分けて推進する仕組みをとっている。ファカルティ・ディベロップメント推進委員会の役割は全学的なFD推進システムのフレーム作り、各学部・研究科でのFD実施状況の把握、FD講習会及び講演会の開催、アドバイスの提供等である。FD講習会及び講演会は基本的に年1回ずつ開催することにしており、一つは主として新任教員向けの教授技法に関する講習会（これについては修了証を発行し、全員が修了することを目標にしている）であり、いま一つは全教員向けの意識啓発を目的とした講演会となっ

ている。後者への参加者は多いとはいえない。なお、FD推進システムの全学的フレームは、平成19年度までに実施した各学部・研究科の実施状況調査を踏まえて、平成20年度にFDガイドラインという形で構築している。

各学部・研究科においてもFD活動が実施されている。医学部及び薬学部では、学会等が開催しているFD講習会への派遣をもって主たる活動としており、経済学部では教員が定期的にワークショップを開催し、看護学部でも全教員を対象に学部の特長性を考慮したワークショップを実施している。また、芸術工学部では学生の実作作品の審査会を通して実施しており、システム自然科学研究科では相互授業参観を実施している。

これらのことから、十分とはいえないものの、FD活動が一定程度実施されていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAについては採用自体が必ずしも多くなく、さらに大学教員を目指す大学院生が少ない状況にあるため、その指導は指導教員に個別に任されており、組織的な研修機会を確保できていない。しかし、平成20年度作成のFDガイドラインにおいて、大学の実施すべきFD活動の一つの課題として明確に位置付け、平成21年度にはTA予算を増額し、平成22年2月には「大学院生の教育機会としてのTA制度」と題したFD講演会を指導教員向けに実施している。

教務系職員についても組織的研修は体系的に実施されておらず、職員が研修のための出張を申請した場合に認めている程度である。ただし、各種の教務系委員会に教務課長が正式な委員として加わっているほか、各学部事務長をはじめ、できるだけ職員を参加させるように努めており、教員と職員が問題意識を共有できるように配慮している。また、FDガイドラインの中で、職員の職能開発がFD活動の課題の一つであることを明確に位置付けている。

これらのことから、十分とはいえないものの、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- FD/SD活動が不十分である。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 74,282,161 千円、流動資産 11,562,073 千円であり、資産合計 85,844,234 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 9,428,005 千円、流動負債 6,724,904 千円であり、負債合計 16,152,910 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である名古屋市から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 18 年度から 4 年間の状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、附属病院収入については、平成 20 年度は手術件数の増加等により、外部資金については、平成 18 年 4 月の法人化後、全学的に研究及び産学官・地域連携を推進する体制を整備し、外部資金の獲得に向けた支援を行うことにより大幅な増収となっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 18～23 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の議を経て、理事長（学長兼務）が決定し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成21年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用30,604,565千円、経常収益31,336,798千円、経常利益732,233千円、当期総利益は744,787千円であり、貸借対照表における利益剰余金4,188,260千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、中期目標・中期計画に基づき定められる年度計画を達成することを目的として、理事長が役員会の議を経て予算編成方針を決定した上で予算案を作成し、経営審議会及び役員会の議を経て配分を行っている。

運営費交付金が年々削減される現状において、限られた財源を効果的に活用するため、理事長の主導による資金配分が行えるよう特別研究奨励費、理事長裁量経費等、理事長のリーダーシップの下に全学的視点から重点的かつ戦略的に施策を推進するための予算枠を確保し、教育研究活動の充実を図っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、中期計画に基づき施工される大規模な整備事業に関しては、名古屋市から交付される設備整備費補助金により賄われ、個々の具体的内容等は予算編成過程において決定される。他方、経常的な営繕工事に関しては、設備の老朽化の状況を勘案した整備順位の下で、必要となる更新経費や、故障等の発生見込みに応じた修繕経費等を確保できるよう配分を行っている。

また、中期計画に定めるところにより、剰余金を目的積立金として積み立て、経営審議会の審議を踏まえた上で役員会の議を経て、情報システム関連工事や改修工事等、投資効果の高い事業に活用し、教育研究の質の向上に資する活動に充当している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について名古屋市長の承認を受けた後、名古屋市公報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、名古屋市長が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査評価室が、内部監査規程に基づき、監査計画を策定し、実施している。

また、監事、監査評価室、会計監査人は、監査評価室が調整を図り、監事、会計監査人、監査評価室の間で監査項目や監査での指摘事項や監査意見の交換を行い、監査項目の重複や漏れを防ぐとともにコミュニケーションの確保に努めている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

定款に基づき、役員として理事長、副理事長、理事6人（戦略企画・国際担当、研究・学術担当、教育・情報担当、医療担当、財務担当、産学官連携・地域連携担当）及び監事2人を置き、管理運営組織として理事長選考会議、役員会、経営審議会及び教育研究審議会を設置している。さらに内部規程により、理事長を補佐する職として、学長補佐6人（大学評価担当、教養教育担当、広報・地域貢献・社会貢献担当、男女共同参画担当、環境政策担当、地域医療担当）及び顧問を置いている。

原則週1回学内の役員等による役員連絡会議を開き、課題情報の共有化等を図っている。また、全学的な事項等に関する連絡・調整を行うため、理事長、副理事長、各理事、各学部（研究科）長、医学部附属病院長及び総合情報センター長等で構成する部局長会議を置いている。さらに、個別の分野について、学生生活連絡委員会、教務企画委員会等の全学委員会において大学の方針に基づき具体的な運営について議論することとしており、効率化・適正化を図る体制を構築している。

事務組織については、学則及び組織等に関する規程に基づき、監査評価室、事務局及び学部等の事務室を置くとともに、附属病院に管理部を置き、事務局に事務局長及び次長、部に部長、課・室に課長・室長、事務室に事務長を配置している。なお、滝子（山の畑）キャンパスにおいては、学務事務を除く学部事務を山の畑事務室に一元化している。

監査評価室については、理事長に直属の組織とし、その独立性を確保することにより監査機能の強化を図るとともに、評価担当の学長補佐職を設置して、自己点検・評価等の業務に当たる体制を整備し、大学の管理運営の透明性と説明責任の推進に努めている。

危機管理については、非常配備計画により災害に対する体制を整備し、その他の緊急事態への対応として、役員をはじめ管理職への速やかな連絡が可能となるよう、毎年度始めに、緊急連絡網を整備している。さらに、海外において邦人が遭遇する災害・事件が近年増加していることを踏まえ、学生が海外実習において天災・事故・事件等に遭遇した際の危機管理について、『名古屋市立大学における海外実習等に伴う危機管理対応マニュアル』を作成している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

管理運営をはじめ全学に関する重要事項は、学内役員等による役員連絡会議（役員会開催週以外は毎週開催）等で理事長（学長）、副理事長、理事等により検討し、役員会（月1回開催）で最終決定している。また、緊急を要する事項については、臨時役員会（不定期）で審議し、機動的な対応が可能となっている。

経営審議会、教育研究審議会の審議事項についても、それぞれの会議の審議結果を踏まえ、理事長が役員会、臨時役員会の議を経て、意思決定している。管理運営組織と学部（研究科）教授会を有機的に機能させるため、全学的な重要案件は役員連絡会議で議論した後に、部局長会議（毎月2回開催）に提出し、各部署の意見を聴取し、連絡・調整を行い、理事長（学長）が意思決定を行うなど、管理運営組織と部局との円滑な連携体制を確立している。また、平成19年4月に当該大学の運営を円滑に進めるため、理事長補佐を置くことができることとし、同月に教養教育改革担当の理事長補佐1人を配置し、平成19年11月に評価担当の理事長補佐1人を配置している。さらに、平成22年4月には、これまでの理事長補佐を学長補佐に改め、大学評価担当、教養教育担当、広報・地域貢献・社会貢献担当、男女共同参画担当、環境政策担当、地域医療担当の6人を配置している。これにより、理事長（学長）の補佐体制を強化し、効率的・効果的な意思決定が行える体制としている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生については、毎年度、大学満足度調査及び授業評価アンケートを実施し、大学生生活の要望等について学生の意見を聴取し、教育改善の参考としている。

教員については、各研究科長等による部局長会議や各学部・研究科から推薦された教員を含めて構成している教育研究審議会や全学委員会での議論の中で、各研究科等の部局の意見を施策に反映している。具体的には、『名古屋市立大学における海外実習等に伴う危機管理対応マニュアル』の作成やTA制度の改正等の教員からのニーズを受け、所管の全学委員会において議論し、各研究科等の意見を調整の上、成案を策定している。

また、管理職を除く事務職員等については、毎年「職務状況申告書」を上司に提出し、上司とヒアリングを行うこととなっており、多方面にわたる意見交換ができる場となっている。

学外関係者については、学外理事（2人）、経営審議会の学外委員（8人）、教育研究審議会の学外委員（5人）に、地元を含む各界の有識者を選任し、当該役員及び委員からの意見を法人運営に活用している。そのほか、入学志願者が多い東海三県内の高等学校へ、役員・教員が直接訪問し、大学の広報活動を実施するとともに、高等学校と意見交換を行っている。学外者からの意見を踏まえ、語学教育、特に英語の授業の少人数化を図るべきとの意見による外国人教師の増員、図書館の時間外開館時における文献複写やデータベース利用のためのリファレンス（司書への相談受付）等を実施している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

非常勤の監事2人(税理士1人、弁護士1人)が、地方独立行政法人法及び監事監査規程に基づき、業務監査と会計監査とを実施するとともに、役員会に出席して必要に応じて意見を述べている。

監査の方法としては、年度当初に監事監査年次計画を作成し、年度の間及び年度末において監査を実施し、監査報告を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員においては、新規採用職員研修として、中期目標・中期計画、人権、接遇及び文書・会計事務に関する研修を2回にわたって実施している。

また、人事、経理担当者を対象にした業務研修として兼業・兼職事務研修及び経理・財務実務研修も実施している。

さらに、職員のキャリアアップを図るため、専門研修として資格等の取得に関する経費補助を行っている。

職員のスキルアップを図るため、名古屋市主催の職員講演会、特許庁等国の機関が主催する研修、公立大学協会及び日本学生支援機構等の主催する研修にも参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標において「必要なことは、大学運営に係るマネジメントシステムの抜本的改革である。教職員の意識改革を進めるとともに、運営体制について着実な改革を推進する。」と定めており、ウェブサイトに掲載している。

また、地方独立行政法人法により、法人設立の目的、運営組織等を定めた定款に基づき、役員会規程をはじめ、経営審議会規程、教育研究審議会規程等を定め、さらに、地方独立行政法人法の趣旨と管理運営の方針に基づき、部局長会議規程及び各種委員会規程等の学内諸規程を整備し、これらの委員等の選考及び各構成員の責務と権限等について定めており、学内ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

年度ごとの業務実績報告書等の大学の活動状況に関するデータ・情報は、法人に関する公表情報として、ウェブサイトにて公表している。

さらに、業務実績報告書の別添資料として作成する、大学の活動状況に関するデータを網羅的にまとめた『参考資料集』を、教職員が常時活用できるように学内限定で公表している。また、大学概要、大学案

内、広報誌等の刊行物、研究者データベース、全学の主な技術シーズ集等の各種情報についてもウェブサイトにて公表し、教職員が常時活用できる状況にある。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成 18 年度の法人化以後、名古屋市公立大学法人評価委員会へ業務実績報告書及び参考資料集を毎年度提出し、評価を受けている。業務実績報告書等の作成に当たっては、各部局において年度計画に基づく自己点検・評価を行うとともに、学長を議長とする全学的な重要事項を審議する組織である部局長会議でその確認を行っている。業務実績報告書はウェブサイトに掲載し、社会に対して公開している。

さらに、平成 20 年度には全学的な教育研究の総合的な状況について自己点検・評価を行い、ウェブサイトで公開している。また、薬剤師教育の6年制化に伴い、薬学部薬学科では薬剤師教育にかかわる自己点検・評価を行い、ウェブサイトで公開している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

各年度の業務実績報告書については、名古屋市公立大学法人評価委員会の評価を受けるとともに、外部委員も含む教育研究審議会及び経営審議会、役員会において確認している。

さらに、薬学研究科において毎年度自己点検・評価を実施しているほか、平成 16 年度に経済学研究科、人間文化研究科、システム自然科学研究科及び看護学部が、平成 17 年度に医学研究科が、平成 19 年度に薬学研究科が、自己点検・評価とともに学外有識者による外部検証を実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 19 年 4 月に理事長直属の監査評価室を設置し、同年 11 月に評価担当の理事長補佐（教員）を 1 人任命して、理事長補佐を中心とした PDC A マネジメントサイクルを推進する自己点検・評価の実施体制の確立に努めている。

名古屋市公立大学法人評価委員会からの指摘に対しては改善報告書を作成し、北陸・近畿方面への高等学校訪問を実施するなど、可能なものから対応している。

毎年度中間時点において、部局長会議において業務実績中間報告を確認するとともに、名古屋市公立大学法人評価委員会の評価結果とともに次年度の年度計画に反映させている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

業務実績報告書、名古屋市公立大学法人評価委員会からの評価結果、改善報告書をウェブサイトにて公開するとともに、大学評価に関するウェブサイトを開設している。

教員の教育研究等諸活動については、各自の研究業績や産学官連携等について記載した研究者データベースを作成し、公開している。また、冊子『名古屋市立大学研究者プロフィール Agora』を各種イベント等で配布している。

各学部・研究科等で行われている教育研究活動状況の外部への発信については、医学部・医学研究科では欧文業績集を毎年作成し医学系大学へ送付しており、平成17年度には『自己点検・評価報告書 外部評価報告書』を作成している。薬学部・薬学研究科では毎年自己点検評価を実施し、報告書を冊子体で刊行している。また、平成19年度には外部評価を実施し、その結果を報告書としてまとめている。人間文化研究科では、教員の一年間の研究業績一覧を掲載した研究紀要を作成している。看護学部は平成16年度に『自己点検・評価報告書 外部評価報告書』を作成している。システム自然科学研究科は平成16年度に『外部評価報告書』を作成しており、平成19年度には『Annual Review 2007』を作成している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 名古屋市立大学

(2) 所在地 愛知県名古屋市

(3) 学部等の構成

学部：医学部，薬学部，経済学部，人文社会学部，
芸術工学部，看護学部

研究科：医学研究科，薬学研究科，経済学研究科，
人間文化研究科，芸術工学研究科，システム
自然科学研究科，看護学研究科

附属研究所：分子医学研究所，実験動物研究教育
センター，経済研究所，人間文化研究所，
環境デザイン研究所，生物多様性研究セ
ンター

関連施設：自然科学研究教育センター，リエゾ
ン・センター，健康教育研究推進センタ
ー，総合情報センター，医学部附属病院

(4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部3,372人，大学院765人

専任教員数：494人

助手数：6人

2 特徴

本学は、昭和25年4月1日に名古屋女子医科大学と名古屋薬科大学を統合して、医学部と薬学部との2学部を有する大学として発足した。その後、昭和30年には教養部を設置、昭和39年に経済学部を設置し、総合大学の第一歩を踏み出した。

平成8年には、名古屋市立女子短期大学と名古屋市立保育短期大学を統合し、併せて本学教養部を改組して、人文社会学部、芸術工学部及び自然科学研究教育センターを設置し、平成11年には併設の看護短期大学部を改組して看護学部を設置し、現在に至っている。

この間、大学院が全学部を整備されたほか、自然科学研究教育センター所属の教員をもって、システム自然科学研究科を設置した。これらの研究科のうち、医学研究科は修士課程及び博士課程を、他の研究科は博士前期課程及び博士後期課程を有している。

また、図書館機能を有する大学附属の総合情報センターや医学部附属病院等の教育・研究を支援するための関連施設が設置されている。

本学は、平成18年4月に法人化され、公立大学法人名古屋市立大学が設立された。公立大学法人名古屋市立大

学は名古屋市を設立団体としていることから、大学の基本的な理念について、「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす」と中期目標前文において定めている。また、常に社会に開かれ、市民が集い市民と共に歩む広場（Agora）として機能し、市民の幸せの実現、地域社会の活性化、ひいては我が国及び国際社会の発展に貢献するとともに、「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」となることをめざしている。

このような理念を実現するため、また、医学、薬学、看護学という健康と福祉に関する学術分野を揃えた我が国唯一の公立大学であるということから、健康と福祉に関連する多くの取り組みを推進している。特に、平成20年度文部科学省大学教育改革支援プログラムに、「6年制薬学教育を主軸とする薬系・医系・看護系大学による広域総合教育連携」、「薬工融合型ナノメディシン創薬研究者の育成」、「地域－大学連携による地域医療ニーズに対応した薬剤師リカレント学習支援プログラム」、「医療・保健分野における復帰と能力向上を支援する自己研鑽プログラム」の4件、平成21年度文部科学省大学教育改革支援プログラムに「医療系学部連携チームによる地域参加型学習」、「Center for Cancer Researchの設立によるがん教育研究高度化の支援」の2件が採択されたことは顕著な例である。

21世紀社会における人類共通の課題である「地球環境の保全」に対しても、本学の理念の基に、平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム「バナナ・ペーパーを利用した環境教育」の推進や、愛知県・名古屋市において開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催への協力等、積極的に取り組んでいる。

平成22年度には開学60周年を迎え、更なる飛躍を目指し、教育・研究等を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、学則第1条(目的)において、「名古屋市立大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定め、平成18年4月の公立大学法人化の際に定めた中期目標において、以下のように具体的な目標を設定している。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第1 教育に関する目標

教育は、大学の最も重要な使命であり、あらゆる機会を通じて幅広い視野と教養、「共生」の精神、豊かな創造性を身につけた人材を育成する。また、高度な知識と技術を身につけ、目的意識と主体性を持って、地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成する。

1 教育の内容等に関する目標

(1) 入学者受入れの方針

ア 学部教育

勉学への強い意欲を持ち、十分な基礎学力を備え、人間性に優れた、将来、地域や社会で活躍できる適性を持った多様な人材を選抜する。

イ 大学院教育

基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を選抜する。

(2) 教育内容

ア 学部教育（教養教育）

教養教育では、社会の一員として自己のあり方を認識し、社会全体の幸福の実現に向けて貢献できるような人間形成を図ることを目標とする。そのため、総合大学としての特性を活かした全学的・学際的な教養教育体制の確立を図り、次の項目を重点的に実施する。

(ア) 人類の歴史と文化を継承すべき社会人としての教養を涵養する。

(イ) 地球規模的な視野、総合的な判断力を養成し、今日の問題意識を涵養する。

(ウ) 自然と共生し、生命あるものを慈しむ豊かな人間性を涵養する。

(エ) 専門教育に円滑に進むための基礎的学力の修得を図る。

(オ) 高度情報化社会に対応できる基礎的知識の修得を図る。

(カ) 基本的コミュニケーション能力の修得を図るとともに、国際社会における相互の文化について理解を深める。

イ 学部教育（専門教育）

専門教育では、それぞれの分野で活躍し、社会に貢献しうる人材を育成することを目的として、各学部の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。

(ア) 学部専門教育の到達水準を明確にし、それを推進するためのカリキュラム編成を行う。

(イ) 課題探究・解決能力を備えた創造性豊かな人材を育成する教育を推進する。

(ウ) 学生の学習意欲に柔軟に対応するため、単位互換・課外学習・交流協定に基づく海外派遣など多様な履修体系の推進を図る。

(エ) 英語による専門教育や国家資格等の取得を念頭においた専門教育の体系の整備・充実を図る。

ウ 大学院教育

大学院教育では、高度専門職業人の育成に努めるとともに、創造力豊かな若手研究者の育成により、高度かつ先進的な国際水準の研究レベルを有した人材を育成する。そのため、各研究科の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。

(ア) 基礎的、先端的な教育・研究を行い、大学院教育の充実を図る。

(イ) 研究科間及び大学間の連携など、学内外と広く連携することにより、学際的な大学院教育を推進する。

(ウ) 研究活動を通じて、次代を担う若手研究者の育成を図る。

(エ) 高度な専門性を持つ職業人を育成する。

(オ) 社会人のより高度な学習需要への対応を図る。

(3) 成績評価

授業科目ごとの学習目標、成績評価基準等を明らかにし、達成度による公正な成績評価を行い、適切な単位認定、進級・卒業判定を行う。

2 教育の実施体制等

(1) 教育実施体制

- ア 教養教育の充実・強化を図る全学的な推進体制を整備する。
- イ 体系的カリキュラムを実施するため、学部・研究科ごとに教育責任体制を確立する。
- ウ 学内及び大学間での教育連携による単位互換を推進する。
- エ 学外の多様な人材を活用できるように、教育体制の構築を行う。

(2) 教育環境

- ア 教育施設について、学生及び教職員にとって利用しやすい環境整備に努める。
- イ 高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、情報教育の環境を整備する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

- ア 教育に対する自己点検・評価、外部評価等を有効に活用し、教育内容や方法等の改善を図る。
- イ 学生による教育評価を実施するとともに、それに基づく教員の教育内容の改善に関する取組みを体系的に実施し、教育の質の向上を図る。

3 学生への支援

(1) 学習支援

学習への意欲を増進させ、学習過程上の障害を解決できる体制を整えるとともに、学生へのより良い情報伝達システムを構築する。

(2) 就職支援

学生の就職支援を強化し、学生の需要に的確に応えるため、支援体制と情報提供の充実を図る。

(3) 経済的支援

勉学・研究意欲を持った学生・大学院生で経済的な支援を必要とする者に対し、できる限り勉学等に専念できるよう、体系的な経済的支援に取り組む。

(4) 生活支援・健康管理

学生が利用しやすい生活相談体制や健康管理の支援体制を整備する。

(5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援

- ア 留学生が異なる生活環境や文化に対応できるよう、留学生に対する支援を充実させる。
- イ 社会人学生に対する支援の強化を図る。
- ウ 障害者等に対する教育環境の改善を図る。

第2 研究に関する目標

学術研究は、知の創造により将来を切り開く活動であり、基礎、応用、臨床等の各研究の分野において、国内外に通用する先端的な研究活動を推進する。

また、研究分野における選択と集中を図り、時代や社会の要請に対応した研究活動を推進する。

1 研究水準及び研究の成果等

- (1) 基礎的、応用的、開発的研究の各分野において、世界の水準で競争できる研究活動を推進する。
- (2) 学部・研究科を越えた横断的・学際的な共同研究を積極的に進めるとともに、国際的共同研究プロジェクトへの参加を推進する。
- (3) 研究費の重点配分等を行うことによって、市民の健康と福祉の向上や環境問題の解決に資する研究等を積極的に支援し、その成果を教育、社会福祉、環境保全、産業振興、地域振興、共生社会の実現等に還元する。

2 研究の実施体制等

(1) 研究成果の評価

研究成果の評価システムを構築し、研究費・処遇等に反映させる。

(2) 研究資金の獲得・配分

- ア 研究資金の一律配分を廃し、基礎的研究費の保証と重点的配分、とりわけ研究成果の評価を反映させた配分へと転換を図る。
- イ 公的研究資金や民間研究資金を積極的に獲得するための組織的な支援体制の構築を図る。とりわけ研究教育拠点形成型の大型研究資金の獲得に全学的に取り組む。

(3) 研究体制の整備

名古屋市立大学

ア 社会のニーズに対応するため、既存の研究領域の枠を越えた横断的・学際的な研究分野の開拓や企業等との共同研究を推進することができる柔軟な研究体制を構築する。

イ 学内の「研究所」機能を強化するとともに、高度研究用機器の共同利用を推進し、効率的な利用体制を確立する。

ウ 各種指針、ガイドライン等に基づいて研究が行われる体制を充実する。

(4) 知的財産の創出

名古屋市立大学の特性を踏まえた知的財産の創出・管理・活用システムの強化を図る。

第3 社会貢献等に関する目標

名古屋市立大学の有する資源を活用し、「地域連携」や「産学官連携」を通じて、市民、地域社会、企業等と協働し、名古屋都市圏の抱える課題や21世紀の社会が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく。

とりわけ「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」、「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」として、社会貢献に積極的に取り組む。

1 市民・地域社会との連携

(1) 市民・地域社会と大学との連携を進めるため、若者から高齢者まで地域社会の幅広い人々が大学に集い、交流し、活動する広場（Agora）として大学の施設を提供する。

また、一般市民から専門職業人まで多様な生涯学習の要望に応えていくため、高等教育機関としての特性を活かし、生涯学習の幅広い展開を図る。

とりわけ、今後、高齢期を迎える団塊の世代を始めとして、勉学や就労について意欲の高い高齢者の社会参画や人材活用の視点を踏まえた社会貢献活動を推進する。

(2) 次世代育成、高齢者の健康づくり、発達障害、ユニバーサルデザイン、環境問題など市民や地域の課題等について、地域社会、行政、NPO等と連携した研究プロジェクトを推進する。

2 産学官連携

(1) 市民に支えられる大学として、名古屋市を始めとした名古屋都市圏の自治体、行政機関等の政策の形成や発展に積極的に関わる。

とりわけ、健康と福祉の向上や環境問題の解決等に向け、行政等との連携を進める。

(2) 初等中等教育を一層魅力あるものにするため、教育委員会等との協力関係を強化する。

(3) 産学連携を推進し、大学の持つ知的資産の企業等での活用を図り、科学技術の進展等に貢献する。

第4 国際交流に関する目標

国際感覚豊かな人材を育成するため、学生交流を推進するとともに、国際的な共同研究、支援活動を推進し、地域の国際化への寄与や国際社会への貢献を果たしていく。

第5 附属病院に関する目標

附属病院は、医学部、薬学部及び看護学部を有する名古屋市立大学の特性を活かし、地域の医療機関との連携のもとに、市民に最高水準の医療を提供していく。

1 名古屋都市圏の基幹病院として、名古屋市が設置する保健・医療機関との連携体制をつくりあげ、市民医療ネットワークを構築し、名古屋市の保健・医療・福祉政策の要となる。

2 情報の共有と公開により医療の安全性を高め、市民が安全で、安心して受けられる医療を提供する。

3 医師等の養成を担う中核医療機関として、優れた見識と技能を持つ人材を育成する。

4 医学部、薬学部及び看護学部等と連携した教育・研究を推進し、高度先進医療を始めとした先端の医療技術を開発し、提供する。

5 教育研究機関としての機能を追求しつつ、財務・人事管理の両面において経営感覚を発揮して、健全な経営基盤を確立する。

第6 情報システムの改善に関する目標

情報システムの改善及び管理体制の一元化を進め、教育・研究支援体制の強化、学生サービスの向上、広報の充実、大学運営の効率化を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

法人化に当たり、必要なことは、大学運営に係るマネジメントシステムの抜本的改革である。教職員の意識改革を進めるとともに、運営体制について着実な改革を推進する。

第1 運営体制の改善に関する目標

理事長のリーダーシップが発揮できるよう、企画立案機能、補佐体制等を強化した運営体制を確立する。

第2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育・研究の進展や医療の進歩等による，社会的要請に対応した教育・研究体制や診療体制の見直し，改善を行う。

第3 人事の適正化に関する目標

- 1 中長期的な人事計画を策定し，法人業務を効率的に遂行するために必要な職員体制，人員（人件費）管理を確立する。
- 2 公正で弾力的な採用方法により，大学にとって有用な人材を確保するとともに，高度な専門性を有する職員の育成を図る。
- 3 教職員が多様な活動により大学や社会に貢献し，その貢献が公正に評価される人事評価システム，服務制度を確立し，教職員のモラールアップや地域社会等への貢献をめざす。
- 4 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ，女性教員の増加を図る。

第4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織・職員配置の再編，見直し，外部委託の活用等により，事務処理の効率化・合理化を推進する。

財務内容の改善に関する目標

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標

- 1 企業会計原則に基づき財務内容に透明性を持たせ，効率的な経営を行うことにより，法人の経営基盤の強化を図る。
- 2 法人の財務管理について，大学と附属病院の経営改善の成果が明確になり，それぞれの経営改善に反映できる仕組みを構築する。

第2 外部研究資金その他の自主財源の確保に関する目標

- 1 科学研究費補助金，競争的研究資金，企業からの研究資金等の外部研究資金の獲得を支援する体制を整備し，管理の集中化を図り，資金の流れの透明性を高めるとともに，受け入れた経費の有効な活用を図る。
- 2 自主的・自律的な大学運営を行うため，自主財源の安定的な確保に努める。

第3 経費の抑制に関する目標

大学の業務全般について，業務の見直しを推進し，効率的・合理的な運営に努め，経費の抑制を図る。

第4 資産の運用管理の改善に関する目標

全学的な視点に立った適正な運用管理システムを構築し，大学の保有する土地，施設，設備，知的財産等の資産の効率的・効果的な運用を図る。

自己点検・評価，情報の提供等に関する目標

第1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価の結果等を公表し，大学運営の改善に結びつけるシステム及び体制の確立を図る。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標

市民や社会に対する説明責任を果たすとともに，研究成果や知的財産等，大学の持つ資源を広く情報提供するため，広報体制を強化する。

その他の業務運営に関する重要目標

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標

中長期的な視点に立って，計画的な施設の整備・改修を進め，附属病院を含め良好なキャンパス環境を形成する。

第2 環境配慮，安全管理等に関する目標

- 1 教職員・学生に対し，地球環境問題に関する意識の啓発を図るとともに，環境に配慮した大学運営を行い，その取組みや成果を公表する。
- 2 施設管理，学生の安全確保など全学的な安全管理体制を整備するとともに，防災対策などの危機管理体制を強化・確立する。
- 3 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ，労働・研究環境等の整備を行う。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的については、「名古屋市立大学学則」第1条において、「名古屋市立大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与すること」とし、法人の定款及び中期目標前文に、法人化後の大学の使命や基本方針をまとめている。これらは、学校教育法第83条の規定から外れるものではない。

本学大学院学則第1条において、「名古屋市立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」とし、同第3条において、修士課程(前期課程)及び博士課程(後期課程)についての基本方針を定めている。これらも学校教育法第99条の規定に沿ったものである。

本学の目的を定めている、学則・大学院学則の規定及び中期目標・中期計画並びに履修規程の各学部・研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、アドミッション・ポリシー等については、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項等に掲載し、学内外に公表しており、教職員、学生、受験生、地域社会に周知を図っている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究の実施組織は、6学部・7研究科から成り、全学並びに学部・研究科付属の施設・センター等がその重要な補助的役割を果たしている。

各学部は、それぞれが掲げた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を達成するために適切な構成となっており、専門領域に応じて教育研究を推進している。全学的にも、中期目標において「専門教育では、それぞれの分野で活躍し、社会に貢献しうる人材を育成することを目的」とするとした本学の学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切な構成となっている。

教養教育は、理事（教育・情報担当）・学長補佐（教養教育）・各部局代表・事務代表から成る教養教育推進機構において重要事項を審議決定し、その実施は全学的な参加と協力によりなされており、強力で責任ある運営を行い、その体制も適切な構成となっている。

各研究科及びその専攻の構成も、中期目標において「高度専門職業人の育成に努めるとともに、創造力豊かな若手研究者の育成により、高度かつ先進的な国際水準の研究レベルを有した人材を育成する」とした本学の大学院教育の目標を達成する上で適切である。

全学並びに学部・研究科付属の施設・センター等は、本学の多様な教育研究活動を支援する基礎的インフラ機能を担っており、本学の教育研究実施体制にとって適切な構成となっている。

教育研究活動に関する重要事項を審議する組織としては、教育研究審議会及び各学部・研究科における教授会が定期的開催され、審議を行っている。また、教育課程や教育方法等を審議する組織として、各部局の教務に係る委員会、教務企画委員会を設置し、必要な頻度で会議を開催して実質的な検討を行っており、審議及び決定の組織として適切な構成となっている。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織編成は、中期目標・中期計画の基本方針の下で、各学部・研究科において適切に行っている。また、教養教育においては、全学的な連携の下、責任の所在が明確な教員組織を編成している。

修士課程あるいは博士前期課程および後期課程における研究指導教員数および研究指導補助教員数は、基準数を満たしている。

教員の採用に当たっては原則として公募制をとり、教員の任期制についても医学研究科の平成19年8月以

降新規採用の全教員（教授から助教まで）、薬学研究科（全教授及び病態生化学分野の准教授と助教）、経済学研究科（准教授1名）、芸術工学研究科（助教1名）に導入している。また、外部資金を活用した任期付きの教員を採用している。

男女共同参画を推進する視点からも女性教員比率の向上に努める計画を制定するとともに、教員採用公募に対し女性研究者の積極的な応募の呼びかけを公募書類やウェブサイトに掲載している。また、年齢構成のバランスに配慮した任用を行うなど、教員組織を活性化するために必要な措置を講じている。

教員の採用・昇格に関する基準については、全学的な基準として教員の選考に関する規程を定め、その上で各部局における詳細な選考に関する規定・内規・申合せにより厳正な選考を行っている。また研究業績だけでなく教育指導に関する評価も採用および昇格の選考基準に含めている。

教員の教育活動の評価に関しては、医学研究科では任期制による再任審査の中で教員業績評価を実施しており、その他の研究科では導入に向け評価基準を策定し、試行実施するとともに、学生による授業評価を全学的に実施している。

教育課程を展開するに必要な事務職員は教務課及び各学部事務室に配置している。

技術職員も医学研究科、薬学研究科およびシステム自然科学研究科の教育支援に貢献している。また、TAは教育補助者として積極的に活用している。

基準4 学生の受入

大学・各学部の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を、本学の教育目的及び学部の教育目的に沿って定め、ウェブサイト及び大学案内等に掲載し、オープンキャンパス、東海3県の高等学校進路指導担当教諭への説明会、本学訪問の高校生・保護者説明会で説明している。また各種進学説明会や高校訪問等の際にも高校生、進路指導教諭、保護者等に説明し広く社会に公表・周知している。

大学院の入学者受入方針については、全研究科で定め、改組・拡充に応じて適宜見直しを行い、ウェブサイトや大学案内等への掲載や、大学院説明会で説明する等、公表・周知している。

入学者選抜は、学長である理事長を委員長とする入学試験委員会の責任のもとで組織的に行い、入試問題作成、採点、合否判定資料作成、点検等についても厳正なシステムのもとに入学者選抜を公正に実施している。

各学部・研究科における入学定員と実入学者数の関係は概ね適正なものとなっているが、一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大きく下回る結果となっている。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

自己啓発姿勢の涵養と専門教育への連携に配慮した準備教育を目的とした教養教育と、専門課程における入門的学習から応用展開学習へと体系的に発展する専門教育を融合した教育課程の編成を行っている。また、各部局は、講義、演習等の多様な授業形態を適切に組み合わせながらそれぞれの人材養成の目的にかなう授業を展開している。加えて、学部横断的履修制度の導入など社会からのニーズに応えるとともに、単位互換の制度化など学生のニーズにも柔軟に応えられるような工夫も行っている。さらに、総合情報センター分館(図書館)の時間外開館や学習室の設置など、学生の自主学習への配慮も行っている。

また、成績評価基準を始めシラバス記載項目の統一化やウェブの利用などシラバスを活用した授業展開に努力しているほか、CAP制、GPA制度の導入等を通して学士課程教育の質を確保している。成績評価に対する照会、申し立て制度等の運用により、成績評価の厳格化・透明性についても配慮を行っている。そして、これらについては履修要項をはじめとした紙媒体、毎年度始めに実施しているガイダンスにおける口頭での指導などを通して周知徹底を図っている。

＜大学院課程＞

各研究科で、それぞれの人材養成目的に応じて必要な専門科目をバランスよく配置した教育課程編成を行っており、専門性の獲得、研究能力の獲得両面で目的が達成されるよう配慮した教育を行っている。

また、教育は基本的に少人数教育で実施しており、対話・討論型授業、フィールド型授業、実験・実習における濃密な指導を図っている。長期履修制度を導入するとともに、講義時間についても昼夜開講制を採用し、多様な学生が生涯にわたってキャリアアップが可能となるように配慮している。

成績評価基準や修了認定基準、成績評価に対する照会、申し立て制度などを全学的に周知し、正確性、客観性を担保するように努力している。特に学位審査においては、公開性を重視した審査過程と学会誌等への掲載を義務づける等の方法により、質の確保、公正性、客観性が担保されている。

基準 6 教育の成果

教育効果の検証・評価はファカルティ・ディベロップメント推進委員会が主体となって実施しており、個別授業の内容、レベル、教授法等の適切性に関しては各学部に設置している部局FD委員会によって実施されている授業評価アンケートを通して把握している。また、全体としての教員の教育姿勢、熱意等については毎年実施している大学満足度調査によって把握している。これらの授業評価や大学満足度調査の結果については学内に公開されている。

医学部への転学者が多いために退学率が高い薬学部を除き、学部修業年限内の卒業率は概ね9割前後であり、退学率も1%未満の学部がほとんどである。医学部、薬学部、看護学部における国家試験合格率は、全国平均を上回る数値を維持している。

大学満足度調査結果によると、「全体として、これまでのところ大学での授業の経験には満足している」という質問に対し、全学で73.5%の学生が「強く思う」または「そう思う」と回答している。また、教育学年別に見ると高学年の方が肯定的な評価をする学生の比率が高くなっており、教育の成果や効果について、学年進行とともに満足度が高まっている傾向が窺われる。

さらに就職については、毎年度本学で実施する企業研究セミナーの際に、出展企業に対して実施しているアンケートによれば、あらゆる項目において平均以上の評価を得ており、求人数で見ても本学学生数に対して毎年それを遥かに上回る求人がある。

基準 7 学生支援等

学生生活の相談窓口について、学生課学生支援係において一般的な生活支援の相談に応じるとともに、キャリア支援センター、保健室、学生相談室、ハラスメント相談において、それぞれ担当する相談に応じている。

学生との意見交換のため、教育担当理事がクラブ代表者会議に出席し、学生の要望を聞く機会を設けている。

留学生に対しては、学習支援として希望者に対して課外日本語講座を行っている、また、学生課学生支援係において生活相談等に応じるとともに、生活支援としてチューターの選任、留学生懇親会や研修旅行の実施、授業料の減免、各種奨学金の申請、留学生宿舍の設置等を行っている。

課外活動については、代替施設を用意するなどして活動場所を提供するとともに必要な連絡調整を行っている。

経済的な援助については、入学料及び授業料の減免、学生支援機構奨学金の推薦及び大学院第1種奨学金の返還免除の推薦、成績優秀者に対する奨学金並びに学生支援機構以外の奨学金の推薦等を行っている。

基準 8 施設・設備

本学の校地・校舎の面積は大学設置基準を十分に満たしており、適正規模の教育研究施設及び体育施設・図書館等の付属施設が確保されている。

施設・設備に関する運用方針については、中期目標に掲げ、関係する規程をウェブサイトに掲載して周知しており、施設利用についてもウェブサイトおよび学生に配布する冊子等で周知している。

教育課程の遂行に必要な ICT 環境については、ハード及びソフトが十分に整備され、その運用も利用の推進やセキュリティ等に配慮されており、有効に活用されている。

総合情報センター（図書館）では図書、学術雑誌、視聴覚資料を系統的に整備しており、冊子体のほかに電子ジャーナルや二次データベースの整備を進めている。また、全館合わせて年間約 30 万人の入館者数と約 5 万 5 千冊の貸出冊数があり、その利用状況から有効に利用されているといえる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況についてのデータや資料については、適切に収集・蓄積されている。

教育の質的向上のために大学全体として、「大学満足度調査」、「授業評価アンケート」を継続的に実施し、教務企画委員会及びファカルティ・ディベロップメント推進委員会で分析・活用されている。また、平成 20 年度に名古屋市立大学 FD ガイドラインを作成し、ファカルティ・ディベロップメントの課題や目的を明確化し、全学的に PDCA サイクルが機能するような仕組みを構築した。また学部・研究科ごとに学生との懇談会の開催等それぞれに工夫して学生の意見を教育の質的改善に反映すべく取り組んでいる

名古屋市公立大学法人評価委員会からの評価を中心に、教育の質の向上のための PDCA サイクルが機能している。

ファカルティ・ディベロップメントの推進については、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会の下に部局 FD 委員会を設置し、全学的に実施すべき部分と各学部・研究科の特性に合わせて実施した方が効率的と思われる部分に分けて推進する仕組みを採っている。ファカルティ・ディベロップメント推進の全学的フレームとして、平成 19 年度までに実施した各学部・研究科の実施状況調査を踏まえて、平成 20 年度に名古屋市立大学 FD ガイドラインを作成している。

TA 及び教務系職員に対する研修は必ずしも十分でないが、名古屋市立大学 FD ガイドラインにおいて大学の実施すべきファカルティ・ディベロップメント活動のひとつの課題として明確に位置づけ、今後一層取り組みを強化すべきと考えている。

基準 10 財務

本学の資産は、法人化移行時における名古屋市からの現物出資及び承継資産がもととなっており、短期・長期借入金の計上もなく、経営状況は良好である。経常的収入についても、運営費交付金が削減される中で、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等の増収に努めており、継続的に確保できている。これらの状況より、安定した教育研究活動を遂行できると判断する。

中期計画期間及び各年度の予算、収支計画、資金計画については、所定の手続きを経て策定され、ウェブサイトにて公表している。

収支の状況は、支出超過となっていない。また予算編成にあたっては、理事長のリーダーシップの下に全学的視点から重点的かつ戦略的に施策を推進するための予算枠を確保し、教育研究環境の整備などに優先的に財源の配分を行っている。これらの状況より、教育研究活動に対して適切な資源配分を行っている判断する。

財務諸表等はウェブサイトにて公表している。

会計監査については、監事、会計監査人による監査が実施し、監査報告書の提出を受けている。また監査評価室による内部監査も実施し、適正な会計監査等が行われていると判断する。

基準 11 管理運営

管理運営のための組織として、法令に基づいた役員会、理事長選考会議、経営審議会、教育研究審議会があり、部局長会議、全学委員会を設置し、学部・研究科との連絡調整を図りながら、機動的な大学運営体制を整備している。また、法令等に基づかない、理事長はじめ役員と関係職員による懇談会を開催し、重要事項の議論を深めており、意思決定を行ううえで、より機動的・効果的なシステムとなっている。

事務組織についても、法人化後、スクラップアンドビルドにより、定員の再配置などにより必要な組織改正を実施してきており、それぞれ担当理事を補佐する組織を強化することにより、職務が円滑に遂行できるよう支援する体制の整備を進め、理事長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となってきた。

このような組織の運営に関して、監事による業務・会計の監査報告が行われ、また、学生・教職員・学外関係者からのニーズや意見を聴取する機会を設定し、出された意見などを管理運営に適切に反映させている。

管理運営に関する方針は、中期目標に明確に定められ、その方針に基づき学内の諸規定を整備し、管理運営に関わる教職員等の選考及びその責務と権限を文書として明確に示している。

法人に関する公表情報及び、研究者データベース等のデータをウェブサイトに掲載し、学内外に公開している。これらのデータや情報は、大学構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムを構築し、活用可能となっている。

また、年度計画を作成・遂行し、その結果を自己点検・評価することにより業務実績報告書を作成し、名古屋市立大学法人評価委員会からの評価を受け、それに対応する、という「計画－実行－評価－改善」のPDCAサイクルを実行し、運営改善のための取組を行っている。

管理運営に関わる大学職員等の資質向上を図るため、他機関で実施される目的別研修に積極的に参加させるとともに、大学独自の階層別研修、自己啓発等の研修を充実させるよう努めている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/daigaku/no6_1_1_jiko_nagoyashi_d201103.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	市立大学将来構想一個性と活力あふれる総合大学をめざしてー
基準2	2-1-2-1	名古屋市立大学教養教育ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
基準3	3-1-1-1	名古屋市立大学教養教育推進機構規程
	3-1-5-1	名古屋市立大学教員の選考に関する規程
	3-2-2-1	大学満足度調査票
	3-2-2-2	授業についてのアンケート
	3-2-2-3	名古屋市立大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
基準4	4-2-3-1	名古屋市立大学入学試験委員会規程
	4-2-3-2	チェックリスト
	4-3-1-1	名古屋市立大学博士課程研究遂行協力制度実施要綱
基準5	5-1-3-1	学事日程
	5-2-2-1	シラバスの具体的な書き方
	5-2-2-2	名古屋市立大学オフィスアワー実施要綱
	3-2-2-2	授業についてのアンケート
	5-3-2-1	成績疑問票取扱要綱
	5-7-2-1	学位審査制度の改革について
基準6	3-2-2-3	名古屋市立大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
	3-2-2-2	授業についてのアンケート
	3-2-2-1	大学満足度調査票
	6-1-3-1	平成21年度 授業評価アンケート集計結果(教養教育全科目)
	6-1-3-2	授業評価公表様式
	6-1-3-3	大学満足度調査の結果
	6-1-5-1	企業研究セミナー出展担当者による本学学生への評価
基準7	7-1-1-1	ガイダンス実施状況
	7-1-1-2	総合情報センターガイダンス
	3-2-2-1	大学満足度調査票
	5-2-2-2	名古屋市立大学オフィスアワー実施要綱
	7-1-4-1	外国人留学生特別指導員制度実施要綱
	7-2-1-1	自主学習用に開放している施設
	7-2-2-1	名古屋市立大学学友会規約
	7-2-2-2	代替グラウンド
	7-3-1-1	山の畑保健室・学生相談室
	7-3-2-1	名古屋市立大学留学生宿舎に関する規程
	7-3-3-1	名古屋市立大学における入学科及び授業料減免取扱要綱
	7-3-3-2	名古屋市立大学奨学金授与規程
	基準8	8-1-1-1

	8-1-1-2	耐震改修実施計画(案)
	8-1-1-3	バリアーフリー重点整備設備 整備計画(案)
	8-1-3-1	公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程
	8-1-3-2	公立大学法人名古屋市立大学不動産貸付細則
	8-1-3-3	共同利用の可能な施設等一覧
	8-1-3-4	名古屋市立大学内共同利用可能な高度研究機器のお知らせ
	8-2-1-1	名古屋市立大学総合情報センター分館委員会規程
基準9	9-1-1-1	公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程(第7条)
	6-1-3-3	大学満足度調査の結果
	6-1-3-2	授業評価公表様式
	6-1-3-1	平成21年度 授業評価アンケート集計結果(教養教育全科目)
	3-2-2-2	授業についてのアンケート
	2-1-2-1	名古屋市立大学教養教育ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
	9-1-2-1	名古屋市立大学FDガイドライン
	9-1-3-1	評価委員会委員名簿
	3-2-2-3	名古屋市立大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
基準10	10-2-3-1	特別研究奨励費取扱要綱
	10-3-2-1	公立大学法人名古屋市立大学内部監査規程
基準11	11-1-1-1	公立大学法人名古屋市立大学理事長選考会議規程
	11-1-1-2	公立大学法人名古屋市立大学役員会規程
	11-1-1-3	公立大学法人名古屋市立大学経営審議会規程
	11-1-1-4	公立大学法人名古屋市立大学教育研究審議会規程
	11-1-1-5	公立大学法人名古屋市立大学部局長会議規程
	11-1-1-6	名古屋市立大学学生生活委員規程
	11-1-1-7	全学委員会一覧表
	11-1-1-8	公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程
	11-1-1-9	非常配備計画
	11-1-1-10	名古屋市立大学における海外実習等に伴う危機管理対応マニュアル
	3-2-2-1	大学満足度調査票
	3-2-2-2	授業についてのアンケート
	11-1-4-1	公立大学法人名古屋市立大学監事監査規程
	11-1-4-2	平成22年度公立大学法人名古屋市立大学監事監査年次計画
	11-1-5-1	平成22年度新規採用職員研修の実施について、第2回新規採用者研修
	11-1-5-2	兼業・兼職事務研修、経理・財務実務研修
	11-1-5-3	職員の資格等の取得に関する経費補助の実施について